

組合事務所 棟數及坪數	一建 物	事務所敷地 所在及坪數	一土 地	苗圃地 所在及坪數	株券 種類及各券面額	社債 種類及各券面額	地方債 種類及各券面額	國債 種類及各券面額	一有價證券	郵便貯金	個人預金	銀行預金
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

例示八

一預金	一現金	一費用未納金	組合員數
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...

明治何年度財産目錄

何年何月何日現在

理事理事理事  
事事事  
何何何  
某某某  
印印印

右ノ通ニ候也

年 月 日

合計	(不足)	未收利子
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...

負債		一 木材其ノ他森林産物									
一 借入金件数	一 未拂金件数	合 計	一 未收利子件数	一 假拂金件数	一 苗木數量	.....	椎茸數量	杉皮數量	杉角數量	松丸太數量	.....
						∴	∴	∴	∴	∴	∴
						∴	∴	∴	∴	∴	∴
						∴	∴	∴	∴	∴	∴
						∴	∴	∴	∴	∴	∴
						∴	∴	∴	∴	∴	∴
						∴	∴	∴	∴	∴	∴
						∴	∴	∴	∴	∴	∴
						∴	∴	∴	∴	∴	∴

一 備 品									
一 土地ニ關スル權利	一 地上權	一 工作物	一 馬道	一 擔保貸附	一 無擔保貸附	一 什器	一 機械	一 備品	.....
									∴
									∴
									∴
									∴
									∴
									∴
									∴
									∴
									∴
									∴

一假受金件	數
.....	
合	計
.....	

右ノ通ニ候也

年 月 日

理事 何 某  
 理事 何 某  
 理事 何 某

森林法施行細則 (昭和二十一年十月 千葉縣令第七十號)

第一章 營林ノ監督

第一條 公共團體又ハ社寺ノ代表者ハ第一號様式ニ準シ其ノ公共團體又ハ社寺ニ屬スル森林又ハ森林トシテ管理スヘキ土地ノ一團地五十町歩以上ノモノハ施業要領、三百町歩以上ノモノハ施業案ヲ定メ森林ニ在リテハ其ノ取得ノ日ヨリ又森林トシテ管理スヘキ土地ニ在リテハ其ノ區分認可ノ日ヨリ九十日以内ニ知事ノ認可ヲ受ケヘシ

前項ニ依リ認可ヲ受ケタル施業要領又ハ施業案ヲ變更セムトスルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ難キトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ノ認可ヲ受ケヘシ

第二條 森林法施行規則第二條第一項ノ規定ニ依ル管理區分ノ申請期間ハ其ノ土地取得ノ日ヨリ三十日以内トス

第三條 森林法施行規則第三條第一項ノ規定ニ依ル管理方法届出期間ハ第一條第一項ノ規定ニ依ルモノヲ除クノ外森林ニ在リテハ其ノ取得ノ日ヨリ又森林トシテ管理スヘキ土地ニ在リテハ其ノ區分認可ノ日ヨリ六十日以内トス

第四條 公共團體又ハ社寺カ森林トシテ管理スヘキ土地ヲ喪失シタルトキハ其ノ代表者ハ森林法施行規則第一條ニ準シ遲滞ナク知事ニ届出シヘシ

第五條 認可ヲ受ケタル施業要領又ハ施業案ニ基ク作業ハ第二號様式ニ準シ伐採ニ在リテハ着手三十日前又植栽ニ在リテハ完了後二十日以内ニ之ヲ知事届出ツヘシ

第六條 森林法第十條第一項ノ規定ニ依リ施業方法ノ指定ヲ受ケ又ハ同條第二項及第百七條第一項ノ規定ニ依リ造林ノ命令ヲ受ケタル土地ニ植栽ヲ爲シタルトキハ第二號様式ニ準シ完了後二十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

其ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

森林法第十條第二項ノ規定ニ依リ伐採セムトスル者ニハ第九條ノ規定ヲ準用ス

第七條 森林法第十三條ノ規定ニ依リ施業ノ制限ヲ受ケタル者作業ヲ爲サムトスルトキハ第三號様式ニ準シ施業六十日前之ヲ知事ニ願出ツヘシ

第二章 保安林

第八條 森林法第十六條第一項ノ規定ニ依リ保安林ノ編入解除ヲ申請セムトスル者ハ同法施行規則第七條ニ規定スルモノ、外其ノ土地ニ付登記シタル權利ヲ有スル者アルトキハ其ノ住所氏名及權利ノ種類ヲ證スヘキ書面ヲ添付スヘシ

第九條 森林法第二十六條ノ規定ニ基ク作業ヲ爲サムトスル者ハ第三號様式乃至第六號様式ニ準シ施業三十日前之ヲ知事ニ願出ツヘシ但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ森林法第二十條、第二十五條第二項、第三十二條ノ規定ニ依リ處分ヲ受ケタル土地ニ於テ作業ヲ爲サムトスルモノニ之ヲ準用ス

第十條 第六條ノ規定ハ保安林ニ之ヲ準用ス

第十一條 保安林内ニ於テ木竹ヲ植栽シ又ハ地盤保護工事ヲ爲サムトスルトキハ着手ノ三十日前ニ第二號様式ニ準シ知事ニ届出ツヘシ但シ森林法第二十七條ノ規定ニ依リ施業ノ指定ヲ受ケ又ハ縣費補助ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 森林法施行規則第十條第一項第二項ノ規定ニ依ル届書ニハ地番分合ヲ明ニシタル圖面ヲ添付スベシ

第三章 土地ノ使用及收用

第十三條 森林法第六十一條第一項ノ規定ニ依リ他人ノ土地ニ立入り、目標ヲ設置シ又ハ支障木竹ヲ伐採セムト

スル者ハ第七號様式ニ準シ知事ニ願出ヅベシ

第四章 森林組合

第十四條 森林法第六十八條第三項ノ規定ニ依リ定款變更ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ其ノ申請書ニ總會ノ決議録寫ヲ添付スベシ

第十五條 森林法施行規則第三十四條第二項ノ規定ニ依リ加入義務ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ其ノ土地ノ地番、地目、面積及事由ヲ記載シタル書面ヲ添付スベシ

第十六條 森林組合令第六條ノ規定ニ依リ登記ヲ爲シタルトキハ其ノ登記寫ヲ添付シ十日以内ニ知事ニ届出ヅベシ

第十七條 森林法施行規則第四十一條ノ規定ニ依ル報告ノ期限ハ十日以内トス

前項ノ報告ニハ總會ノ決議録寫ヲ添付スベシ

第十八條 森林組合ハ第八號様式ニ準シ現金出納簿、収支整理簿ヲ作り事務所ニ備置クベシ

第五章 森林警察

第十九條 伐木造材又ハ木材賣買ノ營業者ハ森林產物ニ使用スル記號又ハ印章ヲ定メ所轄警察署ニ届出ヅベシ

第二十條 伐木造材又ハ木材賣買ノ營業者ハ左ニ掲グル場合ニ於テ五日以内ニ所轄警察署ニ届出ヅベシ

一 住所氏名ヲ變更シタルトキ

二 記號又ハ印章ヲ變更シタルトキ

三 廢業シタルトキ

第二十一條 伐木造材又ハ木材賣買ノ營業者死亡シ又ハ所在不明トナリタルトキハ戶籍法第百十六條ノ届出義務者ニ於テ五日以内ニ所轄警察署ニ届出ヅベシ

59  
48

第二十二條 伐木造材又ハ木材賣買ノ營業者ハ第十九條ノ記號又ハ印章ヲ使用セザル木材又ハ造材ヲ搬出スルコトヲ得ズ

第二十三條 伐木造材又ハ木材賣買ノ營業者ハ他人ノ届出デタル記號又ハ印章ト同一若ハ類似ノ記號又ハ印章ヲ使用スルコトヲ得ズ

第二十四條 第二十二條又ハ第二十三條ノ規定ニ違反シタルトキハ警察署ハ其ノ森林産物ノ運搬ヲ停止スベシ

第二十五條 伐木造材又ハ木材賣買ノ營業者ハ帳簿ヲ設テ森林産物ノ出所、種類、數量及仕向先ヲ之ニ載スベシ前項ノ帳簿ハ使用後三年間之ヲ保存スベシ

第二十六條 森林法第七十八條第一項ノ規定ニ依リ左記各號ノ一ニ該當スル場合ニ限り森林、原野、山岳又ハ荒蕪地ニ於テ火入ヲ爲スコトヲ得

一 開墾ヲ爲スニ當リ其ノ障礙物焼却ノ必要アルトキ

二 造林地地拵ヲ爲スニ當リ其ノ障礙物焼却ノ必要アルトキ

三 常設防火線内ニ可燃物焼却ノ必要アルトキ

四 害蟲驅除ノ必要アルトキ

五 微菌驅除ノ必要アルトキ

第二十五條 森林法施行規則第四十三條第一項ノ規定ニ依リ火入ノ許可ヲ警察官吏ニ申請セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察署ニ願出ヅベシ

一 出願者ノ住所、氏名及生年月日

二 火入ノ場所及面積

三 火入擔任者ノ住所、氏名及其ノ補助者ノ數

四 火入ノ場所ニ接近セル土地ノ種類及其ノ所有者又ハ管理者ノ住所氏名

五 火入ノ場所ノ狀況(周圍ノ狀況ヲモ表示スル平面圖ヲ添付スルコトヲ要ス)

六 火入ノ目的及其ノ方法

七 火入ノ日時

八 防火ノ設備殊ニ第二十八條ノ規定ニ依ル柴草刈取ノ狀況ヲ詳記スルコトヲ要ス

火入ノ許可ヲ受ケタル後其ノ日時ヲ變更セムトスルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ警察署ニ届出テ且接近セル森林、原野、山岳又ハ荒蕪地ノ所有者又ハ管理者ニ通知スベシ

第二十八條 第二十六條ノ規定ニ依リ火入ヲ爲サムトスル者ハ火入場所ノ周圍幅三間以上柴草ヲ刈取リ塵芥ヲ除去スベシ但シ其ノ周圍が道路又ハ谿谷等ニシテ延焼ノ虞ナキ場所ハ此限ニ在ラズ

日出前、日没後又ハ風勢穩ナラザル日ニ於テ火入ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十九條 森林法施行規則第四十三條第一項ノ規定ニ依リ森林官吏ニ火入ノ許可ヲ得タル者ハ第二十七條第一項各號ノ事項ヲ具シ其ノ森林官吏ノ官職氏名、許可年月日ヲ附記シ火入前所轄警察署ニ届出ヅベシ

第三十條 森林ニ害蟲發生シ又ハ發生ノ虞アルトキハ森林所有者ハ速ニ所轄警察署ニ届出ヅベシ蟲類以外ノ有害動物又ハ微菌ニ付テモ亦同シ

第三十一條 森林法第八十條第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ得ムトスル者ハ申請書ニ左ノ事項ヲ具シ所轄警察署ニ願出ヅベシ

一 害蟲ノ種類

二 被害森林ノ種類、場所、面積及其ノ被害ノ狀況

三 驅除豫防ヲ爲サムトスル場所、面積及其ノ所有者ノ住所氏名

四 驅除及豫防ノ方法

五 期間

第三十二條 第二十條、第二十一條又ハ第二十五條第二項ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第六章 附 則

第三十三條 森林法、森林組合令、森林法施行規則又ハ本則ニ依リ主務大臣若ハ知事ニ差出スベキ書類ハ總テ市役所又ハ町村役場ヲ經由スベシ

第三十四條 本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十五條 明治四十二年十二月千葉縣令第七十一號森林法施行細則ハ之ヲ廢止ス

第一號様式

市町村(社寺)有林施業要領(施業案)認可申請

別册ノ通(何會ノ議決ヲ經テ)相定メ候條御認可相成度昭和二年十月十一日縣令第七十號森林法施行細則第一條ニ依リ施業豫定圖相添ヘ此段申請候也

何郡何市町村長(何神社神職又ハ何寺住職)

何 某

(氏子、檀徒又ハ信徒總代)

何 某

年 月 日

知 事 宛

施業要領様式

一 林地ノ沿革

本林地ハ從來大字何々ノ二部落ノ入會山タリシガ今回無償無條件ヲ以テ村ニ統一シ基本財産造成ノ目的ヲ以テ本計畫案ニ依リ合理的林業ノ經營ヲ爲サムトス云々

二 林地名、面積

縣	郡	町村	大字	字	地番	地目	面積	積所	所有者
計									

實地ハ何箇圍地ニ分ルルモ相待テ施業ヲ爲スベキ見込ナリ

三 施業地面積

何百何十何町步(別紙圖面着色ノ個所)

但シ全面積何百何十町何反步ノ内何町何反步ハ岩石地ニシテ事業ヲ行フコト能ハズ又何十町何反步ハ秣草萱等ノ採取地トシテ使用ス其ノ他何町何反步ハ何々ニヨリ除地トナルニ依リ實際施業シ得ベキ面積ハ本文ノ通

59  
48

四 地 況

本林地ハ何々村ヲ去ル約何里何十町ニシテ達シ得ベク運搬至便ニシテ其ノ地勢概シテ峻嶮ナラズ(或ハ一部絶峻其ノ他云々)其ノ地盤ハ多ク南方ニ傾キ稍々乾燥ノ虞アリ土性ハ凝灰岩質ノ壤土ニシテ極テ深ク杉及扁柏又ハ何々ノ造林ニ適ス其ノ他云々

五 林 況、樹 種

施業地中約二十町歩ハ檜、樅ノ混生林ニシテ其ノ林齡二十年ナルヲ明治何年何月水源涵養ノ目的ヲ以テ保安林ニ編入セラレ、何十町歩ハ數年前ノ伐採跡地ニシテ現時檜、雜ノ稚樹叢生シ其ノ間ニ杉ノ天然生老樹散生ス殘何十町歩ハ何々

六 舊 來 ノ 慣 行

本林地ハ稗草下草ノ採取其ノ他何々ノ慣行アルガ故ニ全林地ニ對シ樹林ヲ成立セシムルコト能ハズ或ハ何々ニヨリ何々チナスコト能ハザル等施業上重大ノ關係ヲ及ボスベキ慣行事項ヲ記載スジシ

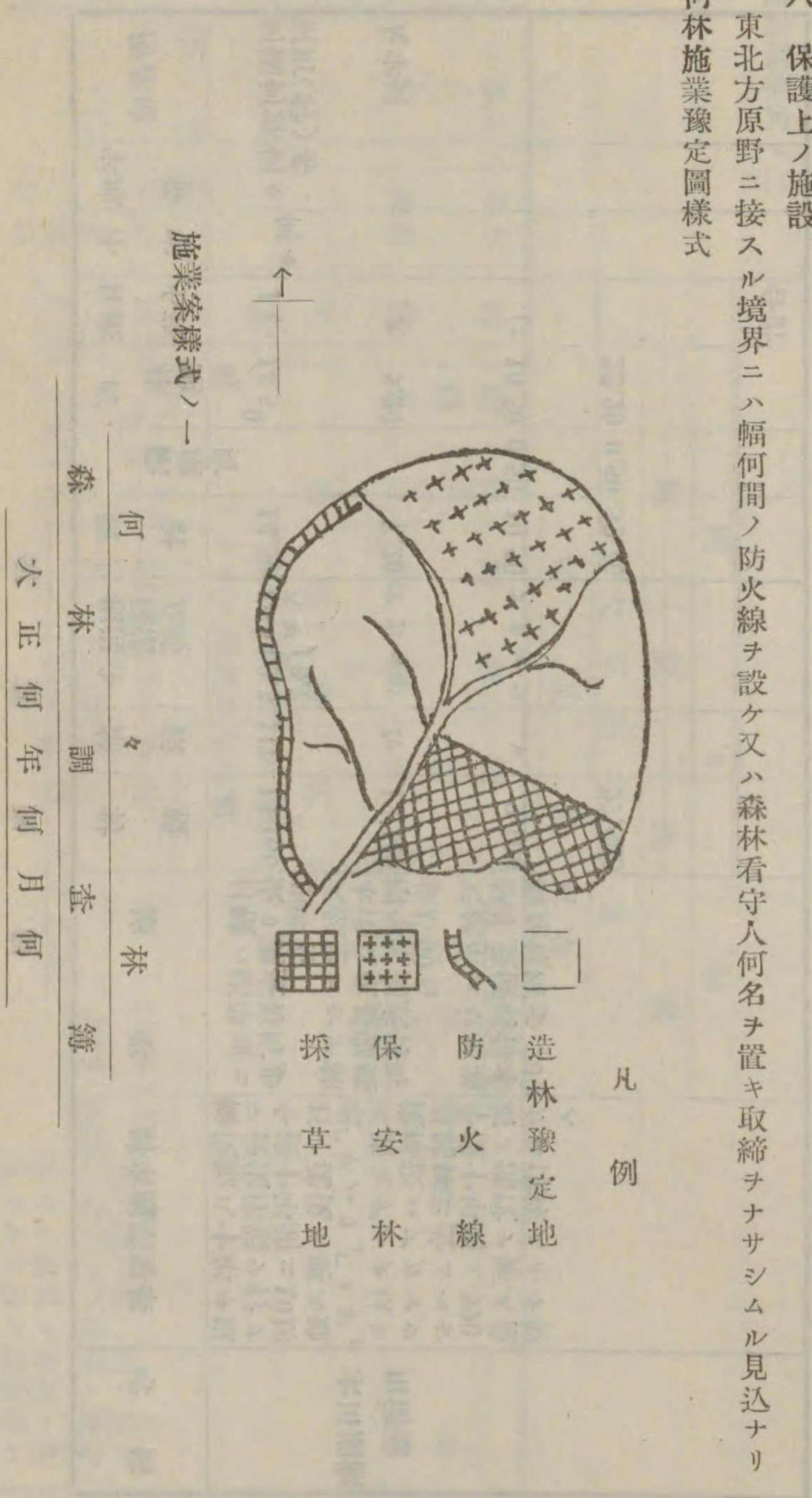
七 將 來 ノ 施 業

(イ) 現在保安林何十町何反歩ハ指定ノ命令條件ニ基キ植伐ヲ行フ見込ナリ  
(ロ) 保安林以外ノ土地何十町何反歩ニ對シテハ何年度ヨリ何十箇年間ニ於テ毎年約何町何反歩宛區域ヲ限定シテ其ノ立木ヲ伐採處分シ其ノ跡地ニ杉及扁柏ノ喬木ヲ仕立ツル見込ナリ或ハ施業地ノ内字何々及字何々ニ於ケル面積何十町何反歩ノ地ハ將來赤松ノ單純喬木ヲ仕立ツル見込ヲ以テ何年度ヨリ向フ何箇年間ヲ期シ毎年引續キ何町何反歩宛新植ヲナス見込ナリ、或ハ字何々ノ内山林何番ヨリ何番ニ至ル面積何十町何反歩ハ輪伐齡何十年ノ矮林作業ヲ行フ豫定ニテ何年度ヨリ毎年面積何町何反歩宛ヲ伐採シテ其ノ跡地ニ樺苗ヲ植栽シ漸次林相及樹種ノ改良ヲ行フ見込ナリ或ハ何々ニ依リ、何々ニ至ル面積何十町何反歩ハ現在ノ通樅、檜ノ混生林作業ヲ行フ見込ニシ

テ輪伐齡ヲ何十年トシ毎年又ハ隔年面積何町何反歩宛ヲ伐採シ其ノ跡地ハ天然更新法ニ據リ繁殖ヲナスベキ見込ナリ其ノ他云々

八 保 護 上 ノ 施 設

東北方原野ニ接スル境界ニハ幅何間ノ防火線ヲ設ケ又ハ森林看守人何名ヲ置キ取締ヲナサシムル見込ナリ  
何林施業豫定圖樣式



何 某 調 製

所在地	字地番	小字	林班	面積		積計	樹種及部	齡級	材積	摘	要	將來施業要	考備				
				林地	除地												
何國何郡何町(村)	何々	何々	1い	町	14.5 <sup>0</sup>	14.50	サハラ スギ } 0.3 0.7	III	石	13.166	材積ハ標準地ニ依リ908 天然生ニシテ 木佳良地ニシテ 標準地ニシテ 歩1700石	標準地ニ依リ908 天然生ニシテ 木佳良地ニシテ 標準地ニシテ 歩1700石	輪伐後ノサハラニ適探純後ノニ伐探	以テ行ハスニ要ス 地ニシテ590速 要スルニ要ス 改間ニ要ス ザハラニ改間 ニシテ伐探 サハラニ改間 ニシテ伐探 ニシテ伐探 ニシテ伐探			
				乙	5.20	7.20			Iv	12.240					2.100	天然生ニシテ 過木200	ニシテ伐探
				計	22.20	0.50			32.70						27.506		
大字何			11	10.50	0.50	10.50	アカマツ	V									
			合計														

(注意)

1. 小字ハ林ノ小字ヲ記入スルモノトス
2. 面積ハ四捨五入ヲ以テ單位以下二位ニ止ムベシ

3. 樹種及混漑歩合欄ニハ片假名ヲ以テ木竹種名ヲ記入スベシ
4. 各小班毎ニ將來施業ノ見込ミヲ將來施業要略欄ニ記入スベシ
5. 林班毎ニ計ヲ爲シ一事業區ヲ通シテ合計ヲ附スベシ

施業案様式ノ二

何 々 々 林 基 案 査

大 正 何 年 何 月

何 某 調 査

林ノ小字	林小班	面積	樹種及混漑部合	齡級	材積	伐採種	1. 施業期			備	考
							主面積	材積	間		
何々	1い	町 第一	サハラ スギ } 0.3 0.7	III	石 施林橋	伐	主面積	材積	間	本小班ハ第一期ニ於テ豫定 ニナル暴風ノ方向ハ 北ナルヲ以テ東南	ハ
							5.20	1.040	14.50		
							10.50	2.100	7.20		
	2.	い	アカマツ	V		伐					

59 48



伐採列區 何	計 3. 計							東ヨリ伐採ヲ進行スベシ
伐採列區 第一イ作業級	計							伐採進行ノ方法伐採列區ニ同シ
		ロ、	ス	キ	單純	隔年	作業	林
								輪伐齡
								百年

(注意)

1. 本案第一行ニハ普通施業地ト施業制限地トノ別施業制限地ニ在リテハ其ノ種別作業種、樹種單純混漉ノ別、連年隔年作業ノ別及輪伐齡ヲ掲ゲテ前更新作業ニアリテハ輪伐齡ノ次ニ更新期年數及、擇伐作業ニアリテハ輪伐齡ノ前ニ回歸年ヲ掲ゲテ中林作業ニアリテハ上木及下木ニ付二段ニ輪伐齡ヲ記入シ整理期ヲ定メ斫伐ヲ行フモノニアリテハ輪伐齡ニ代ユルニ整理期ヲ以テスベシ
2. 一事業區ニシテ二箇以上ノ作業種アルトキハ皆伐喬林作業、前更新喬林作業、擇伐喬林作業、矮林作業、中林作業、竹林作業ノ順序ニヨリ記入シ作業級毎ニ收穫ヲ豫定シ最終ニ至リ總計ヲ附スベシ又同一作業種中數作業級アル場合ハ輪伐齡長キモノヨリ順序イ、ロ、ハノ記號ヲ附シテ記入シ隔年作業ニヨルモノハ各作業種ノ末尾ニ置クベシ
3. 樹種ハ混漉部合齡級及材積ハ森林調査簿ヨリ之ヲ轉載スベシ
4. 伐採種欄ニハ主伐ニアリテハ豫備伐、下種伐、受光伐、皆伐、離伐等間伐ニアリテハ除伐洗伐等ノ區別ヲ記載スベシ中林ニアリテハ伐採種欄ニ上木ト下木トヲ區別スル爲メ(上)若クハ(下)ヲ記入スベシ
5. 第一施業期ノ主伐面積及其ノ材積部ニハ森林調査簿ニ記載セル事項及輪伐齡ニ依リ算出セル平均面積及材積ヲ參酌シテ相當ノ林分ヲ編入シ間伐面積及其ノ材積ノ部ニハ森林調査簿ヲ參酌シテ之ヲ記入スベシ但シ其ノ第一期施業期ニ編入シタル理由ヲ備考欄ニ記入スベシ

何々々々  
林々々々  
基  
按

大正何年何月  
何某調製

6. 中林ニ在リテハ上木ニ付其材積ヲ二行ニ記入シ其ノ下木ニアリテハ確定面積中ノ全材積ヲ記入スベシ
7. 伐採列區毎ニ小計、作業級毎ニ計、普通施業地ト施業制限地トノ終ニ於テ合計ヲ爲シ一事業區ヲ通シテ總計ヲ附スベシ  
施業案様式ノ三

普通施業地 施業地別	林小 ノ字	林小 班班	面 積	樹 種	實期 第一 (イ)ア	面積			十箇 間	播 種	新 植	植 量	備 考
						播 木 地	植 更 新	補 植					
	何々	8へ	1.20	ア	カ			2.10					
	計	11ろ	12.00	ア		4.84	24.20				2.178		天然生橋木ヲ生長セシムル爲本期ノ初補植ハ手入チ爲スベシ補植チ爲ス
普通施業地	何々		10.50			4.84	45.40				2.178		地拵ハ新植ノ前年新植ハ
	計	2ハ	5.20			5.20	26.00				2.340		毎町4500本補植ハ其ノ翌
	何々	4ハ	6.40			6.40	32.00				2.340		年一回割手入ハ新植ノ
	計		11.60			11.60	58.60				5.220		年ヨリ四箇年間繼續
	合計												本期斫伐箇所ニシテ新植

	差引	本期	造林	豫定額 (口)	単隔年 (記載例同上)	作業作							ハ伐採ノ翌年トス其ノ他 年トス其ノ他同上
事業區計	本期	造林	豫定額										

(注意)

1. 本案第一行ニハ實行期間ヲ記入スベシ
2. 本案ニハ作業級別ニ次ノ如ク記入スベシ
  - イ、本期以前ニ於ケル更新施業地ニ對シ補植及手入ノ面積並數量ヲ掲計ヲ附スルコト
  - ロ、未立木地若ハ、本期以前ノ伐採跡地ニシテ本期ニ於テ播種ヲ要スベキ箇所並本期所伐全豫定箇所ノ播種、補植及手入ニ對スル面積並數量ヲ掲計ヲ附スルコト
  - ハ、前二號ヲ通シテ合計ヲ附シ其ノ内ヨリ本期年伐標準面積ト所伐後造林ニ著手スル迄ノ年數トニ依リ算出シタル次施業期ニ屬スベキ播種、補植及手入ノ面積並數量ヲ控除シ其差ヲ以テ本期ノ造林豫定額トナスコト
3. 第四欄ノ面積欄ニハ小班ノ全面積ヲ記入スベシ
4. 樹種欄ニハ本期ニ於テ現ニ施業スベキ樹種名ヲ記入スベシ
5. 地拵面積ハ手入欄ニ記入スベシ
6. 備考欄ニハ天然生育人工播種ノ別所伐後造林ニ著手スル迄ノ年數、地拵ノ施行期、一町歩當播種數量補植ノ部合並其ノ施行期手入ノ種類及回数並其ノ施行期其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記入スベシ

第二號様式

森林伐採(植栽)届

所在地	何郡何町村大字何字何番地山林(原野)
全面積	臺帳(實測)面積何町何反歩
作業地面積	實測(見込)面積何町何反歩
樹種及本數	松何本(伐採ニ在リテハ) 杉何本(伐採ニ在リテハ) 材積何石(柵) 材積何石(柵)
作業方法	擇伐、皆伐又ハ間伐(新植又ハ補植)
作業期間	何年何月何日ヨリ何年何月何日迄

右ノ通伐採致度候(植栽致候ニ付)此段及御届候也

何市町村長(何神社神職又ハ何寺住職)

何

某

(氏子、檀徒又ハ信徒總代)

何

某

年月日

知事宛

備考 施業案ニ基キ伐採又ハ植栽ヲ爲スモノニ在リテハ所在地目欄ニ當該林班小班名ヲ附記スベシ



第四號様式

保安林伐採願

所在地	何郡何町村大字何字何番地山林(原野)
全面積	臺帳面積何町何反歩
作業地面積	實測(見込)何町何反歩
樹燻及樹齡	松又ハ杉何年
伐採數量及方法	松何本 杉何本 擇伐(又ハ局部皆伐)
作業期間	何年何月何日ヨリ何年何月何日迄
跡地ノ作業	業何々ヲ植栽ス

右ノ通伐採作業致度候ニ付登許可相成度別紙圖面添付此段相願候也

何郡市町村大字何番地

森林所有者

何

某

年月日

知事宛

備考

- 一 保安林以外ノ森林ニシテ木竹伐採ノ停止地ナルトキハ其ノ旨ヲ詳記スベシ
- 二 森林所有者以外ノ者施業スル場合ハ連署若ハ委任狀ヲ添付スベシ
- 三 別紙圖面ハ第三號様式添付圖ニ準ズベシ

第五號様式

保安林開墾願

所在地	何郡何町村大字何字何番地山林(原野)
全面積	何町何反歩
開墾地面積	何町何反歩
開墾ノ目的	小屋掛地均等
開墾期間	何年何月何日ヨリ何年何月何日迄

右ノ通開墾致度候ニ付御許可相成度別紙圖面添付此段相願候也

何郡市町村大字何字何番地

森林所有者

何

某

年月日

知事宛

備考

- 一 保安林以外ノ森林開墾ノ制限地ナルトキハ其ノ旨ヲ詳記スベシ
- 二 森林所有者以外ノ者施業スル場合ハ連署若ハ委任狀ヲ添付スベシ
- 三 別紙圖面ハ第三號様式添付圖ニ準ズベシ

第六號様式

保安林放牧願

所在	何郡何町村大字何字何番地山林(原野)
全面積	何町何反歩
放牧地面積	何町何反歩
放牧ノ頭數	馬何頭 牛何頭
放牧期間	何年何月何日ヨリ何年何月何日迄
取締法	周圍ニ垣柵ヲ設ケ又ハ家畜何頭ニ何人ノ番人ヲ附シ取締ヲナス

右ノ通放牧致度候ニ付御許可相成度別紙圖面添付此段相願候也

何郡市町村大字何字何番地

森林所有者 何

某

備考  
年月日  
知事宛

別紙圖面ハ第三號様式添付圖ニ準ズベシ

第七號様式

他人ノ土地立入(目標設置又ハ支障木竹伐採)願

土地所有者	何郡何町村大字何番地 何 某
立入者	何郡何町村大字何字何番地山林(原野)

使用ノ事由	何々ノ爲立入ラサルヲ得ザル事由該土地ニ目標ヲ設置ヲ要スル事由又ハ
支障ノ事由	何々ノ爲支障木タルノ事由
立入ラム区域	何々ノ爲立入ルベキ區域云々
目標ノ種類	何々ノ爲目標何個ヲ何々ノ方法ニ依リ設置ス
支障木竹ノ伐採	松何年生何本 杉何年生何本
樹種及數量	
期間	何年何月何日ヨリ何年何月何日ニ至ル何年間

右ノ通他人ノ土地ニ立入り(他人ノ土地ニ目標設置又ハ他人ノ土地ノ支障木竹伐採)作業致度候ニ付御許可相成度別紙圖面添付此段相願候也

何郡市町村大字何番地職業

何

某

備考  
年月日  
知事宛

別紙圖面ハ第三號様式ノ添付圖ニ準ズベシ

第八號様式ノ一

何年度現金出納簿

月日	科目	目	摘要	收入	支出	高	現在	高
				〇	〇			



第二條 獎勵金ハ市町村、市町村組合又ハ町村組合カ左ノ各號ノ一ニ該當スル土地ニ造林（天然造林ヲ含ム以下之ニ同シ）又ハ防火線造設ヲ爲シタル場合ニ於テ之ヲ交付ス但シ同一箇所ニ對シテハ一回限トス

一 大字其ノ他ノ所有タリシモノニシテ明治四十三年四月以後新ニ市町村ノ所有ニ移シタル土地

二 市町村、市町村組合又ハ町村組合ノ所有ニ屬スル前號以外ノ土地又ハ大字其ノ他部落ノ所有ニ屬スル土地

第三條 獎勵金ノ交付額ハ左ノ標準ニ依リ費用ノ多寡、事業ノ難易、巧拙等ヲ斟酌シ之ヲ定ム

一 第二條第一號ニ該當スル土地ニシテ

（イ） 伐採跡地ニ於ケル造林ニ對シテハ其ノ造林費ノ二分ノ一以內

（ロ） 無立木地其ノ他ニ於ケル遠林ニ對シテハ其ノ造林費ノ三分ノ二以內

二 第二條第二號ニ該當スル土地ニシテ

（イ） 伐採跡地ニ於ケル造林ニ對シテハ其ノ造林費ノ五分ノ二以內

（ロ） 無立木地其ノ他ニ於ケル造林ニ對シテハ其ノ造林費ノ二分ノ一以內

三 第二條各號ノ一ニ該當スル土地ニ防火線ヲ設ケタルトキハ其ノ造林費ノ二分ノ一以內

第四條 前條ニ於テ造林費又ハ防火線造設費ト稱スルハ左ノ費用ヲ謂フ

一 人工造林ニ在リテハ左ニ掲ケル費用

（イ） 地拵費

（ロ） 苗木代並其ノ運搬費

（ハ） 植付費

二 天然造林ニ在リテハ左ニ掲ケル費用

（イ） 天然下種ヲ容易ナラシムル爲行フ雜草荆棘ノ刈拂及地表ノ掘起ニ要スル費用

（ロ） 既生稚樹保育ノ爲ニ行フ雜草荆棘ノ刈拂ニ要スル費用

（ハ） 既生稚樹ノ疎立セル部分ニ對スル補植ニ要スル費用

三 防火線造設ニ在リテハ人工造林地ニ於ケル防火線新設費但シ防火線ハ現ニ造林シタル場所ニ對スルモノノ外造林計劃區域ノ境界ニ沿フテ設ケタル場合ヲ含ム

第五條 獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ第一號様式ニ依リ申請書ヲ毎年六月三十日迄ニ知事ニ差出スヘシ

第六條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者申請書ニ記載シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ豫メ知事ノ承認ヲ受ケ

ヘシ

第七條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者事業完了シタルトキハ第二號様式ノ事業完了届ヲ知事ニ差出スヘシ

獎勵金ハ前項ノ届出ニ依リ成功検査ノ後之ヲ交付ス

第八條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ植栽後滿三年間引續キ毎年一回以上其ノ林地若ハ防火線ノ手入及枯損セル

モノノ補植ヲ爲スヘシ

第九條 左ノ場合ニ於テハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ獎勵金ノ一部若ハ全部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

一 事業施行ノ方法不良ニシテ成林ノ見込又ハ防火ノ効果ナシト認メタルトキ

二 申請書ニ虚偽ノ記 ヲナシ其ノ他不正ノ行爲アリタルコトヲ發見シタルトキ

三 本規程ニ違背シタルトキ

附 則

本規程ニ依リ差出スヘキ書類ハ總テ所轄市役所又ハ町村役場ヲ經由スヘシ

大正八年八月千葉縣告示第二百十二號公有林野造林整理獎勵規程ハ之ヲ廢止ス

第一號様式

59  
48

公有林野造林獎勵金下付申請

防火線	造林		施業地
	延坪造施	天然林	
延坪造施	天然林 (天然下種既生 稚樹ノ保育又 ハ補植ノ別)	人工造林 (無立木地又ハ 伐採跡地ノ別)	何郡市町村大字何字何番山林(原野) 此臺帳面積何町何反何畝何歩
業設	幅	面積	何紙實測圖ノ通
期	期	積	
間費數員	間費種積	間費數積	
何年何月何日着手何年何月何日終了	何年何月何日着手何年何月何日終了 但シ一坪ニ付金何程 何千何百何十間 幅員何間	何年何月何日着手何年何月何日終了 但シ一坪ニ付金何程 何千何百何十間 幅員何間	

右ハ從來本(市)町村大字何ノ所有地ナリシモ別紙所有權移轉登記寫ノ通其ノ所有ヲ本(市)町村ニ移シ(本(市)町村ハ所有地ニ)(本(市)町村大字何ノ所有地ニ對シ別紙契約書ノ通本(市)町村ニ於テ地上權ヲ設定)候處今回前記ノ事業實行可致候ニ付獎勵金御下付相成度大正十五年四月千葉縣告示第七十號ニ依リ此段及申請候也

何郡市町村長 何 某 印

千葉縣知事宛

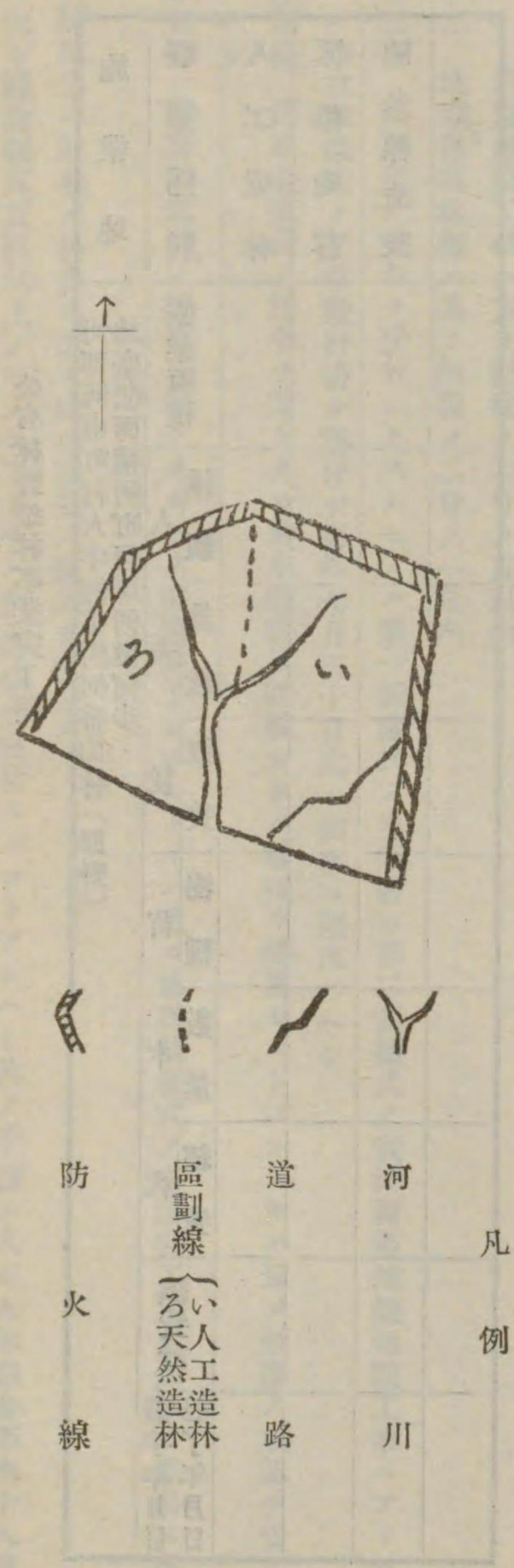
(注意)

- 一 申請書ニハ別紙様式ノ施業實測圖竝造林又ハ防火線造設ニ關スル市町村會議事錄寫ヲ添附スヘシ
- 二 申請書ハ施業地毎ニ作成スヘシ但シ數筆ニ涉ルモ一團地ナルトキハ一施業地トス

(別紙)

施業實測圖

何郡何市町村大字何何字何何番(ノ内)山林(原野)



縮尺何千分ノ一

59  
48



第二號様式

公有林野造林事業完了届

施業地	何郡何市町村大字何字何番山林(原野)	此臺帳面積何町何反何畝何歩	事業種別	施業面積	賃		苗		代		經費計	着手年月日 終了年月日
					種類	員數	經費	樹種	數量	經費		
人工造林												
天然造林												
防火線造設												
計												

右大正十五年四月千葉縣告示第七十號第七條ニ依リ此段及御届候也

年 月 日

何郡何市町村長 何

某 印

千葉縣知事宛

(注意)

- 一 事業完了届書ニハ經費ノ支出ヲ證スル書類ノ寫ヲ添附スヘシ
- 二 人夫賃種類欄ハ地拵、植付、防火線造設、雜草荆棘ノ刈拂、地表ノ掘起補植其ノ他苗木運搬等ノ別ヲ記入スヘシ
- 三 事業ヲ請負ニ附シ内譯ヲ知り難キモノハ其ノ事由ヲ詳記スヘシ

荒廢復舊費補助規定

(大正七年十二月縣令第六五號)  
(沿革同十三年十二月縣令第七六號改正)

- 第一條 治水上重要ノ關係アル公有、社寺有及私有ニ屬スル保安林又ハ森林法第七條ニ依リ造林ヲ命シタル土地ノ荒廢復舊ニ必要ナル地盤保護工事若クハ地盤保護植樹ヲ施行シタル者ニハ本規程ノ定ムル處ニ依リ縣豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス但シ砂防法ニ依ル砂防指定地ニ於ケル事業若ハ森林法第二十八條ニ依リ補償ヲ受クヘキ造林ニ付テハ此限ニアラス
- 第二條 補助金ハ左ノ標準ニ依リ經費ノ多寡事業ノ難易巧拙ヲ斟酌シ之ヲ定ム但シ同一ノ土地ニ地盤保護工事及地盤保護植樹ヲ施行シタル場合ハ第一號ノ標準ニ依ル
  - 一 地盤保護工事ハ其ノ經費ノ六分ノ五以内
  - 二 地盤保護植樹ハ其ノ經費ノ二分ノ一以内
- 第三條 補助金ノ交付ヲ受ケントスルモノハ第一號様式ノ申請書ニ第二號様式ノ實測圖並地盤保護工事ニアリテハ第三號様式ノ工事設計書ヲ添付シ毎年九月三十日迄ニ知事ニ差出スヘシ
- 第四條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタル者申請書ニ記載シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ豫メ知事ノ承認ヲ受クヘシ
- 第五條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタルモノ事業完了シタルトキハ直ニ第四號様式ノ事業完了届ヲ知事ニ差出スベシ  
補助金ハ前項ノ届出ニ依リ成功検査ノ後之ヲ交付ス  
但シ補助額五百圓以上ノモノニアリテハ内渡金ヲ交付スルコトアルヘシ其ノ手續ハ大正九年縣令第四十八號縣費補助規則第十一條ヲ準用ス

第六條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ事業施行後滿三箇年間引續キ相當ノ手入若ハ修繕ヲ爲シ又枯損セルモノニ對シテハ補植ヲ爲スヘシ

第七條 左ノ場合ニ於テハ補助ノ指令ヲ取消シ又ハ補助金ノ一部若ハ全部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

一 事業施行ノ方法不良ニシテ地盤保護ノ目的ヲ達スルノ見込ナシト認メタルトキ

二 申請書ニ虚偽ノ記載ヲナシ其ノ他不正ノ行爲アリタルコトヲ發見シタルトキ

三 本規程ニ違反シタルトキ

第八條 本規程ニ依リ差出スヘキ書類ハ所轄市役所又ハ町村役場ヲ經由スヘシ

附 則

第九條 本規程ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十條 前條ノ期日以前ニ於テ第一條ノ命令又ハ處分ヲ受ケタルモノト雖事業ノ施行カ本規程施行後ニ係ルトキハ其ノ部分ニ限リ本規程ヲ適用ス

第一號様式

荒地復舊費補助金下付申請

施業地	何郡町(村)大字何字何番山林(原野)
保安林又ハ造林地ノ別	何年何月土砂并止(水源涵養又ハ水害防備)保安林ニ編入又ハ何年何月何第何號ヲ以テ造林命令
植樹面積	實測(又ハ見込)面積何町何段何畝何歩(別紙圖面ノ通り)
樹種及本數	松何千何百本 何何千何百本 計何萬何千本
經費	金何程 但シ一町步ニ付金何程
施業期間	何年何月何日着手何月何日終了

工事ノ種類	積苗工何坪 杭棚工何坪 何何坪 計何坪
及坪數	積苗工金何程 但シ一坪ニ付金何程 杭棚工金何程 但シ一坪ニ付金何程 何何
經費	程 但一坪ニ付金何程 計金何程
施業期間	何年何月何日着手何年何月何日終了

前記ノ通り何々(土砂并止又ハ水源涵養等治水上ノ目的ヲ記入スヘシ)ノ爲メ地盤保護植樹(又ハ工事)事業實行可致候ニ付補助金御下付相成度大正何年何月千葉縣令第何號ニ依リ此段申請候也

大正 年 月 日

住所

何

某 印

千葉縣知事宛

(注意)

一 他人ノ土地ヲ使用スル者ハ所有者其ノ他土地ニ就キ登記シタル權利ヲ有スル者ノ承諾書ヲ添付スヘシ

二 町村又ハ町村ノ一部若ハ其ノ他ノ團體ノ事業ニ係ルトキ其ノ町村會又ハ區會若ハ議決機關ノ議決錄寫ヲ添付スヘシ

三 申請書ハ施業地毎ニ作成スヘシ但シ數筆ニ渉ルモ一團地ナルトキハ一施業地トス

第二號様式

施業實測圖

何郡何町(村)大字何字何山森(原野)何番(ノ内)





第八條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタルモノハ施業後滿三ケ年間引續キ毎年一回以上其ノ林地ノ手入ヲナシ又枯損セルモノニ對シテハ補植ヲ爲スヘシ

第九條 左ノ場合ニ於テハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ獎勵金ノ一部若ハ全部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

一 事業施行ノ方法不良ニシテ成林ノ見込ナシト認メタルモノ

二 申請書ニ虚偽ノ記載ヲナシ其ノ他不正ノ行爲アリタルコトヲ發見シタルトキ

三 本規程ニ違背シタルトキ

附 則

第十條 本規程ニ依リ差出スヘキ書類ハ總テ所轄市役所又ハ町村役場ヲ經由スヘシ

第十一條 第五條ノ獎勵金交付申請期限ハ事業ノ實施力大正八年度ニ屬スルモノハ大正八年七月三十一日迄ニ其ノ大正九年度ニ屬スルモノハ大正九年三月三十一日迄トス

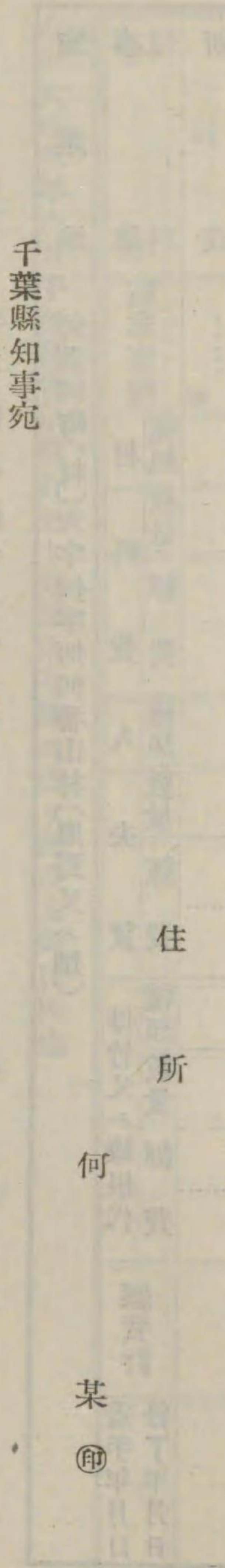
第一號様式

竹林造成獎勵金下付申請

施業地	新設	改良
何郡何町(村)大字何字何番山林(原野又ハ畑)	實測面積何町何反何畝何歩(別紙實測圖ノ通り)	實測面積何町何反何畝何歩(別紙實測圖ノ通り)
此臺帳面積何町何反何畝何歩	苦竹何百何十本 但シ一反歩ニ付何十本ノ割合	苦竹何百何十本 但シ一反歩ニ付何十本ノ割合
	金何程 何年何月何日着手何年何月何日終了	金何程 何年何月何日着手何年何月何日終了
	實測面積何町何反何畝何歩(別紙實測圖ノ通り)	實測面積何町何反何畝何歩(別紙實測圖ノ通り)
	土入及施肥(又ハ切替及施肥)	土入及施肥(又ハ切替及施肥)
	金何程但一反歩ニ付金何程	金何程但一反歩ニ付金何程
	何年何月何日着手何年何月何日終了	何年何月何日着手何年何月何日終了

前記ノ通竹林造成可致候ニ付獎勵金御下付相成度大正八年六月千葉縣告示第百五十五號ニ依リ此段及申請候也

大正 年 月 日



(注意)

- 一、申請書ニハ別紙様式ニ依ル施業實測圖ヲ添付スヘシ
- 二、人他ノ土地ヲ使用スル者ハ所有者其ノ他土地就キ登記シタル權利ヲ有スル者ノ承諾書ヲ添付スヘシ
- 三、町村又ハ町村ノ一部若ハ其ノ他ノ團體ノ事業ニ係ルトキハ其ノ町村會又ハ區會若ハ議決機關ヲ決議録寫ヲ添付スヘシ
- 四、申請書ハ施業地毎ニ作成スヘシ但數筆ニ涉ルモ一團地ナルトキハ一施業地トス

施業實測圖

何郡何町(村)大字何字何番山林(原野又ハ畑)

第一條 縣内ニ於ケル林野ノ造林ニ供スル爲樹苗ノ養成ヲ爲ス者ニハ本規程ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

樹苗養成獎勵規程 (大正九年五月) 千葉縣告示第百十九號

- 一、材料費種類欄ニハ新設又ハ改良用材料品並肥料等ノ別ヲ掲ケ人夫賃種類欄ニハ開墾地拵母、竹又ハ鞭根ノ掘取運搬植付土入切替施肥等ニ要シタルモノヲ各種類ニ掲記スルコト
- 二、事業ヲ請負ニ付シ又ハ事業ノ性質上前項ニ区分シ難キモノハ其ノ事由ヲ詳記スルコト
- 三、事業完了届書ニハ費用ノ支出ヲ証スル書類若ハ其ノ寫ヲ添付スルコト

(注意)

千葉縣知事宛

右ハ大正八年六月千葉縣告示第百五十五號第七條ニ依リ此段及御届候也  
大正 年 月 日

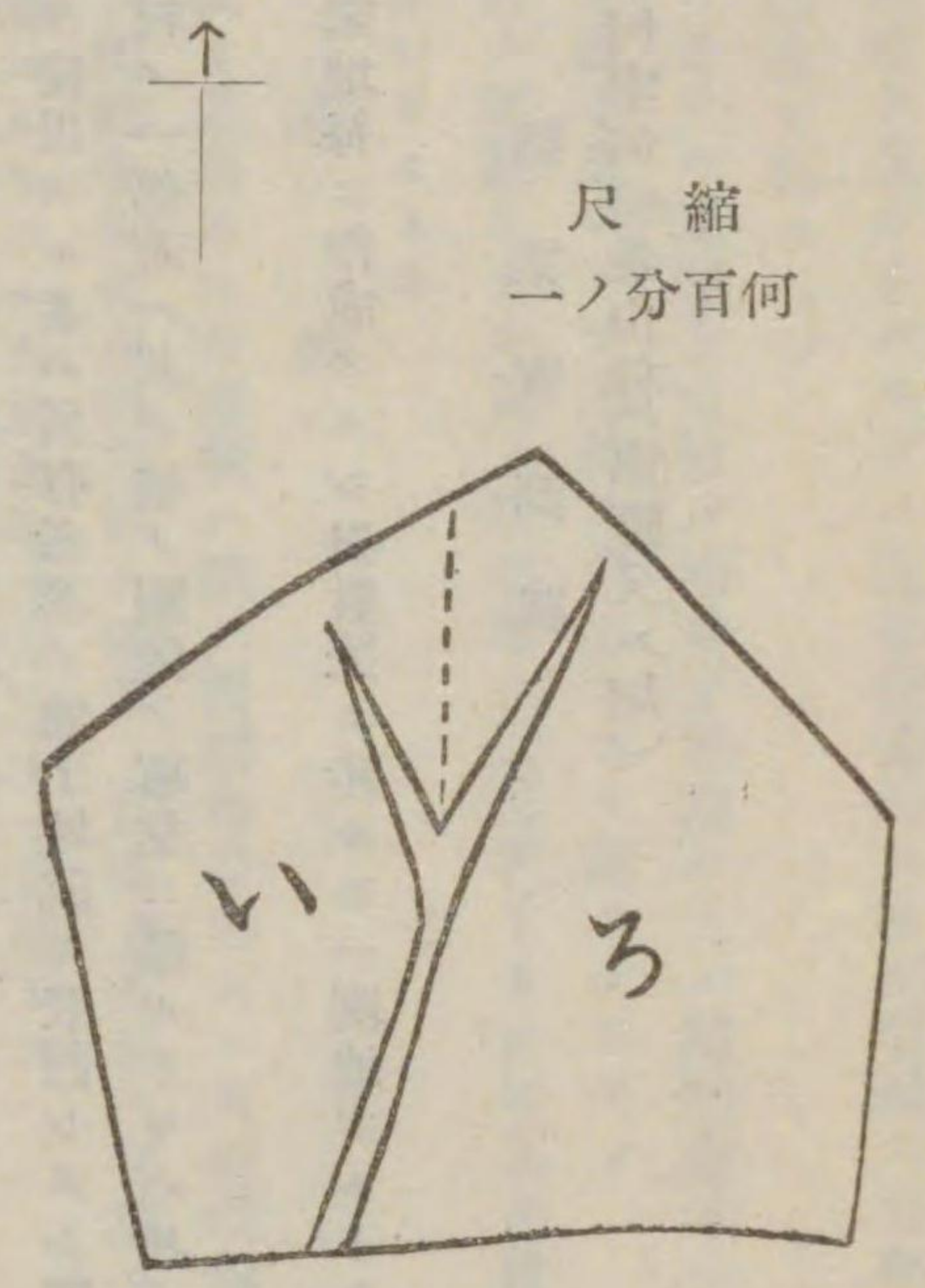
住 所 何 某 印

改	良	.....	評
計	計		
合	計		

第二號様式

竹林造成事業完了届

計	新	種	事	施	業	地	何郡何町(村)大字何字何番山林(原野又ハ畑)	面積	種類	數量	經	費	種類	數量	經	費	種類	數量	經	費	母竹又ハ鞭根代	經費計	着手年月日	終了年月日



ろ い 区 河  
改 新 劃 川  
良 植 線 川

凡例

第二條 本規程ニ依リ獎勵金ヲ交付スヘキモノハ杉播種及其ノ第一回床替並知事ニ於テ特ニ必要ト認メタルモノニ限ル杉穂ノ挿付ハ之ヲ第一回床替ト看做ス

第三條 獎勵金ハ播種ニ在リテハ床地五坪以上第一回床替ニ在リテハ床地五畝歩以上ノモノニ對シ之ヲ交付ス

一、播種 經費ノ三分ノ二以内

二、床替 經費ノ二分ノ一以内

三、病蟲害驅除豫防 藥品代金ノ全額以内

第五條 前條ノ經費ト稱スルハ種子、杉穂、肥料、保護材料並ニ地拵、蒔付、床替、施肥、除草、保護材料作付、病蟲害驅除豫防ニ要スル費用ヲ謂フ

第六條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ事業施行ノ前年十二月末日迄ニ第一號様式ノ申請書ヲ知事ニ提出スヘシ

第七條 申請者ハ第二號様式ノ臺帳ヲ備付ケ施業ノ都度記入整理スヘシ

第八條 申請書提出ノ後申請書ニ記載シタル事項ヲ變更スルトキハ其ノ事申テ具シ知事ニ届出ツヘシ

第九條 申請者ハ十月末日ノ成績ヲ第三號様式ニ依リ十一月末日迄ニ知事ニ届出ツヘシ

獎勵金ハ前項ノ届出ニ依リ検査ノ上之ヲ交付ス

第十條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ苗木ノ養成ヲ終ル迄病蟲害ノ驅除豫防其ノ他相當ノ施業ヲ行フヘシ

第十一條 (省略)

第十二條 (省略)

第十三條 申請者施業方法其ノ他ニ關シ指令ヲ受ケタルトキハ之ニ依リ施業ヲ行フヘシ

第十四條 左ノ場合ニ於テハ獎勵金ノ一部若ハ全部ヲ返還セシメ又ハ交付セサルコトアルヘシ

一、成績甚ダシク不良ナルトキ

二、第七條第十條第十一條第十二條第十三條ノ規定ニ違反シタルトキ

三、第八條第九條第十一條ノ届出ヲ怠リタルトキ

四、第七條ニ依ル臺帳ニ虚偽ノ記載ヲ爲シ又ハ不正ノ行爲アリタルトキ

第十五條 本規程ニ依リ差出スヘキ書類ハ所轄市役所又ハ町村役場ヲ經由スヘシ

附 則 (省略)

(第一號様式)

樹苗養成獎勵金下付申請書

施業場所	何郡何村(町)大字何字何
播種及樹苗事業種類及數量	杉播種(挿付第一回床替) 何斗(何本)
樹苗事業種類及數量	何反何畝歩 但坪何合蒔(何本挿付又ハ何本床替)
經費	一、種子代(杉穂代) 何圓 但購入(自家採取)
	二、藥品代 何圓 但硫酸銅、生石灰
	三、人夫賃其ノ他 何圓 但地拵、蒔付、施肥... 人糞及油粕菰
計	何圓
施業期間	自何月何日至何月何日

前記ノ通樹苗養成可致ニ付大正九年五月千葉縣告示第百十九號ニ依リ獎勵金御下付相成度仕譯書添付此段及申請候也

年 月 日

住 所

千葉縣知事宛

氏

名 印

(注意)

- 一、施業方法ニ付技術員ノ指導ヲ受ケムトスル者ハ申請書ノ餘白ニ其ノ旨付記スルコト
- 二、申請書ニハ別紙様式ノ仕譯書ヲ添付スルコト
- 三、申請書ノ記載ハ事業箇所事業種類播種第一回床替挿付ノ異ナル毎ニ各別ニ連記スルコト
- 四、申請書經費欄中「人夫賃其ノ他」ニハ種子(杉穂)代藥品代以外ノ費用ハ(人夫賃、肥料代、諸材料代等)ノ全部ヲ合算計上スルコト
- 五、申請者町村又ハ其ノ一部若ハ団体ナルトキハ議決機關ノ決議録寫ヲ添付スルコト

(第一號様式附屬表)

樹苗養成費仕譯書

一、播種及其ノ培養

種目	數量	單價	金額	仕	様
種子	一〇升	二〇〇	二〇〇〇	何地ヨリ購入ノ見込發芽率何プロセント	
地拵	五人	一〇〇	五〇〇	堀起ヨリ床作迄一人功程何坪	
蒔付	五人	〇八〇	四〇〇	女人夫一人功程何升	
日覆作付	二人	一〇〇	二〇〇	支柱ハ四尺距離ニ打込ミ前方二尺八寸後方二尺高ノ棚ヲ作リ蒔ヲ展押竹ヲ當テ繩ニテ結付ク一人功程何間	
蒞	五〇枚	〇三〇	一五〇〇	長サ一間幅四尺篠竹棕椶繩編二年使用見込ニ付所要數	
竹材	一〇〇本	〇一〇	一〇〇〇	二寸廻長二間支柱棧共一間ニ付何本二年保存見込ニ付所要數ノ二分ノ一	

小計	除草	硫酸銅	生石灰	藥液撒布	小計
	一〇〇人	一貫二	一貫二	五人	
	〇八〇	二五〇	〇五〇	一〇〇	
	八〇〇〇	三〇〇	〇六〇	五〇〇	
計					一四四六〇

二、第一回床替及其ノ培養  
(注意)

- 一、本仕譯書ハ播種、床替(挿付)毎ニ別紙トシ播種其ノ培養又ハ床替(挿付)其ノ培養毎ニ小計最後ニ計ヲ設ケルコト
- 二、仕様欄ノ記載ハ施業方法ノ適否審査ノ資料トナルモノヲ以テ可及的精細ニ記載スルコト

(第二號様式)

樹苗養成臺帳

施業場所	何郡何(村)町大字何字何
樹種、事業種類及數量	杉第一回床替(挿付、播種) 何本(何斗)



右大正何年何月何日獎勵金下付申請設置候處事業完了候ニ付此段及御届候也

施業場所	何郡何村(町)大字何字何
播種種類及面積	杉播種(挿付第一回床替) 何斗(本)
樹種事業種類及數量	何反何畝歩 床地何反何畝歩 但シ坪何合蒔(何本床替挿付) 附屬地何畝歩
施業期間	自何月何日至何月何日 何々ニ依リ何割枯死殘留ハ生育佳良ニシテ坪當何本生立第一回床替ニ移スモノ
成績	何本
經費	一、種子代何圓 但シ何地ヨリ購入(自家採取) 二、藥品代何圓 但硫酸銅何貫 生石灰何貫何斗式ホルド 三、人夫賃其ノ他何圓 但地蒔、蒔付、除草(何回)施肥(何回)藥液撒布(何回) 何圓

樹苗養成完了届

(注意)  
一、臺帳ハ播種第一回床替及挿付毎ニ調製スルコト  
二、經費明細ハ經費支出都度記入シ且播種其ノ培養又ハ第一回床替(挿付)其ノ培養毎ニ小計最後ニ計ヲ設ケルコト  
三、自家ノ夫役、自給肥料其ノ他自家生産材料ヲ使用シタルトキハ其ノ見積價格ニヨリ記入スルコト  
四、事業終了シタルトキハ成績、經費及施業期間欄ノ記載ヲ爲スコト  
五、臺帳末尾ニハ苗木ノ處分方法及次回ノ床替ニ關スル事項ヲ附記スルコト  
(第三號様式)

施業面積	何反何畝歩内床地何反何畝歩但シ坪何本床替(何合蒔)附屬地何畝歩
施業期間	自何月何日 至何月何日
成績	何々ニ依リ何割枯死、現在何本、生育佳育、第二回床替ニ移スモノ
經費	一、種子(杉穗)代何圓 二、藥品代何圓 三、人夫賃其ノ他何圓 計何圓

小計	何月何日	何月何日	同	何月何日	小計	何月何日	何月何日	至何月何日	自何月何日	經費明細					
										種類	摘要	數量	單價	金額	備考
										床替	馬耕一頭一日此ノ夫役男三人 役ニ換算ス其ノ他男人夫 男人夫十人 女人夫十人 撰苗共	二〇	〇、九〇	一八、〇〇	内男二人役ハ自家夫役
										硫酸銅	工業用何某ヨリ購入何斗式ホルド液何回分	二貫	二、五〇	五、〇〇	
										生石灰	同上	二貫	七〇	一、四〇	
										第一回除草	女人夫	一〇	七〇	八、〇〇	内五人役ハ自家夫役
										第一回藥液撒布	何斗式ホルド液何石何斗調劑及撒布共男人夫	五	一、〇〇	五、〇〇	
小計															

年 月 日

住 所

氏

名 印

千葉縣知事宛

(注意)

- 一、本屆書ハ事業箇所、事業種類(播種、第一回床替、挿付)ノ異ル毎ニ各別ニ連記スルコト
  - 二、本屆書ハ樹苗養成臺帳ニ依リ調製スルコト
- (第四號様式) 以下省略

### 林業共同施設獎勵規程

(昭和二十二年五月 千葉縣告示第二百四十七號)

- 第一條 林業共同施設ヲ獎勵スル爲本規程ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
- 第二條 獎勵金ハ左ニ掲グル事業費ニ對シ之ヲ交付ス
  - 一 森林組合ノ林産物ノ搬出ノ用ニ供スル林道又ハ索道ノ新設、増設又ハ改設
  - 二 産業組合、市町村又ハ森林組合ノ木炭生産者ノ爲ニ施設スル木炭倉庫及木炭検査ニ付同業組合ノ木炭生産者ノ爲ニ施設スル木炭倉庫ノ新築増築又ハ改築
- 第三條 獎勵金ノ左ニ掲グル事業ニ付工事ノ難易成績良否ヲ斟酌シ經費ノ三分ノ一以内ヲ交付ス
  - 一 林道ハ延長五百メートル又ハ幅員一メートル以上索道ハ延長三百メートル以上ノモノ
  - 二 木炭倉庫ハ建坪三十平方メートル以上ノモノ
- 第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ前年度十二月末日迄ニ様式第一號又ハ第二號ノ申請書ニ工事設計書及設計圖ヲ添付シ知事ニ差出スベシ

59  
48

第五條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者工事施行ノ箇所又ハ工種ヲ變更セムトスルトキ若ハ經費二割以上ノ増減ヲ爲サムトスルトキハ知事ノ承認ヲ受ケベシ

第六條 工事竣工シタルトキハ様式第三號ノ竣工届ニ竣工調書及經費明細書(又ハ事業請負契約書寫)ヲ添付シ遲滞ナク之ヲ知事ニ届出ヅベシ

第七條 獎勵金ハ前條ノ届出アリタル後實地検査ノ上之ヲ交付ス

第八條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル工事ハ之ヲ維持保存スルノ義務ヲ有シ且知事ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ五箇年間其ノ用途ヲ變更シ又ハ設備ヲ處分スルコトヲ得ズ

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

- 一 申請書其ノ他關係書類ニ虚偽ノ記載ヲナシ若ハ不正行爲アリタルコトヲ發見シタルトキ
- 二 第八條ニ違反シタルトキ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和二十年度ニ限り本規程第四條ノ申請期間ハ昭和六月三十日迄トス  
様式第一號

林道(索道)ノ名稱	何林道(索道)
工事施行箇所	何郡何町村大字何字何地内
種	車道(軌道、牛馬道、木馬道、索道等)
延	何メートル

幅員 何メートル  
 經費 何圓 但シ一メートル何圓何錢  
 利用區域内林産物 何立方メートル  
 敷年搬出見込數量 組合所有地(又ハ借地)

右林道(索道)新設(増設、改設) 致度候條昭和二年五月千葉縣告示第二百四十七號ニ依リ獎勵金御交付相成度  
 工事設計書及設計圖添付此段及申請候也

施行期間 起工昭和何年何月何日  
 竣工同 何年何月何日

何郡何町村

何森林組合長 何

某(印)

千葉縣知事宛

(注意)

- 一 申請書ハ一計畫毎ニ之ヲ作成スベシ以下之ニ同シ
- 二 申請書ニハ道路河川利用區域内ノ森林竝ニ林道索道ノ豫定位置ヲ示ス圖面ヲ添付スベシ
- 三 工事二年以上ニ互ルモノニ在リテハ前號ノ位置圖ニ工事年度區分ヲ明示シ且別ニ年度割施行計畫書ヲ添付スベシ
- 四 工種二種以上ナルトキハ其ノ種類毎ニ延長幅員及經費ヲ記載スベシ
- 五 林産物搬出見込數量ノ單位ハ用材ニ在リテハ立方メートル薪材ニ在リテハ層積立方メートル木炭ニアリテハ「キログラム」ヲ用フベシ
- 六 經費中用地費ヲ含ムトキハ別ニ之ヲ記載スベシ

- 七 幅員ハ單位以下一位ニ止メ一位未滿ハ之ヲ切捨ツベシ
  - 八 敷地ガ借地ナルトキハ借地契約書ヲ添付スベシ以下同シ
  - 九 數量ノ單位ハ當分ノ間メートル法ニ據ラザルコトヲ得以下同シ
- 様式第二號

木炭倉庫新築(増築、改築)獎勵金交付申請

工事施行箇所 何郡何町村大字何字何、何番地

構造 木造其ノ他

坪造 何平方メートル

建築 正味何キログラム入何俵

收容量 何圓 但シ一平方メートル何圓

利用區域内木炭年 何キログラム

敷年搬出見込數量 組合所有地(又ハ借地)

敷地 起工昭和何年何月何日

施行期間 竣工同 何年何月何日

右木炭倉庫新築(増築、改築) 致度候條昭和二年五月 千葉縣告示第二百四十七號ニ依リ獎勵金御交付相成度工  
 事設計書及設計圖添付此段及申請候也

年 月 日

何郡何市町村

何産業組合長

又ハ何市町杜長

何森林組合長

何同業組合長

一四七

何同業組合聯合會組長

何

某<sup>㊟</sup>

様式第三號

千葉縣知事宛

林道(索道)新設(増設改設) 工事竣工届  
又ハ木炭倉庫新築(増築改築)

林道(索道)ノ名稱、施行箇所、工種、延長、幅員、經費  
木炭倉庫工事施行箇所、構造、建坪、収容量、經費  
申請書ニ準シ記載スベシ

右昭和何年何月何日指令第何號ヲ以テ御許可相成候處昭和何年何月何日工事竣工致候條別紙竣工調書及經費明細書添付此段及御届候也

年 月 日

何郡何市町村

何々長 何

某<sup>㊟</sup>

千葉縣知事宛

海岸林造成獎勵規程

(大正六年三月千葉縣告示第百二十六號)  
(大正八年三月告示第七十號改正)

- 第一條 飛砂、潮害、風害ノ豫防若ハ魚附ノ爲沿海ノ原野、山岳其他ノ土地ニ造林ヲ行ヒ又ハ之ニ附帶スル砂防設費ヲ行フ者ニ對シ縣ハ豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
- 第二條 獎勵金ノ額ハ事業難易經費ノ多寡等ヲ斟酌シ左ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ム
  - 一 保安林開墾禁止又ハ制限若ハ森林法ニ依リ施業ノ方法ヲ指定シタル土地ニ造林スルトキ又ハ其ノ他ノ造林

ニシテ面積三反歩以上ナルトキハ其ノ經費ノ三分ノ二以内

二 前項ノ造林ヲ行ハシカ爲砂防設備ヲ爲ストキハ其ノ經費ノ三分ノ二以内

第三條 獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ第一號様式ノ申請書ニ第二號様式ノ實測圖ヲ添付シ毎年九月末日迄ニ知事ニ差出スヘシ

第四條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者已ムヲ得サル事由ニ依リ申請書ニ記載シタル事項變更セムトスルトキハ豫メ知事ノ認可ヲ受ケヘシ

第五條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者事業完了シタルトキハ直ニ第三號様式ノ事業完了届ヲ知事ニ差出スヘシ  
前項ノ届書ニハ經費ノ支出ヲ證スル書類ヲ添付スヘシ

第六條 獎勵金ハ前條ノ届出ニ依リ竣功検査ノ後之ヲ交付ス

第七條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ事業施行後三ケ年間其ノ事業ノ手入又ハ補植ヲ行フヘシ

第八條 左ノ場合ニ於テハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ獎勵金ノ一部若ハ全部ヲ返還セシムルコトアルヘシ  
一 事業施行ノ方法ヲ誤リ成林又ハ砂防ノ目的ヲ達スル見込ナシト認ムルトキ  
二 不正ノ行爲アリタルトキ  
三 本規程ニ違反シタルトキ

第九條 本規程ニ依リ差出ス書類ハ總ヲ市役所又ハ町村役場ヲ經由スヘシ

附 則

- 第十條 公有林野造林補助規程ニ依リ補助ヲ受クヘキ造林ニシテ本規程第一條ノ目的ニ適合スルトキハ其ノ申請ニ依リ第二條ノ金額ニ達スル迄獎勵金ヲ補助スルコトアルヘシ
- 第十一條 本規程ハ大正六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

590  
483

第一號樣式

海岸林造成獎勵金下付申請書

施業地	植樹種類及造林目的	面積	經費	種類	備種	防砂設備
何郡何市町(村)大字何々番原野山林 此臺帳面積何町何反步 所有者何郡何町(村)大字何字何々番地何某	實測面積何町何反步(別紙實測圖ノ通り) 防風保安林(又ハ魚附ノ爲造林) 黑松(又ハ山楡等)何万何千本 但一町步ニ付何千何百本 但一町步ニ付金何程	實測面積何町何反步 實測面積何町何反步 實測面積何町何反步	大正何年何月何日着手何年何月終了 大正何年何月何日終了	實測面積何町何反步 實測面積何町何反步 實測面積何町何反步	實測面積何町何反步 實測面積何町何反步 實測面積何町何反步	實測面積何町何反步 實測面積何町何反步 實測面積何町何反步

右ハ(何某ノ所有地ニ候處別紙何々ノ通り)今回前記ノ事業實行可致候ニ付獎勵金御下付相成度大正六年三月千葉縣告示百二十六號ニ依リ申請候也

大正 年 月 日

申請者

住所 何

某 印

第三號樣式

海岸林造成事業完了届

植樹種類及本數	面積	種類	備種	防砂設備
實測面積何町何反步 實測面積何町何反步 實測面積何町何反步	實測面積何町何反步 實測面積何町何反步 實測面積何町何反步	實測面積何町何反步 實測面積何町何反步 實測面積何町何反步	實測面積何町何反步 實測面積何町何反步 實測面積何町何反步	實測面積何町何反步 實測面積何町何反步 實測面積何町何反步

許可指令年月日番號	大正何年何月何日第何號
竣工年月日	大正何年何月何日

大正六年三月 千葉縣告示第百二十六號第五條ニ依リ及御届候也

大正 年 月 日

申請者

住所 何

某 印

千葉縣知事宛

林業講習狀況、用材出材量及移入材狀況、樹苗需給狀況、木炭ノ生産狀況報告樣式 (大正十五年九月訓令第八七號、昭和二年七月訓令第一九號)

第一號樣式

林業講習狀況報告報告(期限一月二十日限)

年 月 日

市町村名

市町村	主催者	開會數	開會日數	講習生數	市町村費	其他	計	講習科目

590  
483

590  
483

計	部落其他	團體

講習ノ成績

備考

- 一 講習ノ成績ハ講習ヲ卒ヘタル者ノ就業ノ實況及講習ノ爲生シタル林業發達ノ事項ヲ簡明ニ記載スヘシ
- 一 講習費用ハ主催者ノ費用ノ外補助費ヲモ掲グルヲ要ス例ヘハ府縣主催ノ講習ニ對シ市町村費ヲ以テ講習生ノ食費若ハ旅費等ヲ補助シタルトキハ其ノ金額ヲ市町村費ノ欄ニ掲グヘシ
- 一 講師ニシテ本俸アル縣技師又ハ縣技手ナルトキハ其ノ俸給旅費ハ之ヲ除キ單ニ講習費ヨリ支出セシ報酬手當ノミヲ算入シ特ニ招聘シタル講師ト雖同時ニ他ノ講習ヲ兼ネタルトキハ其ノ報酬旅費ハ分割計算スヘシ
- 一 講師ノ資格及氏名ハ備考トシテ掲記スヘシ
- 二 用材出材量及移出入材狀況報告(報告期限一月末日限)

(イ) 用材出材量報告

第二號様式

昭和 年 月 日  
昭和 年用材出材量報告

市 町 村 名

針葉樹ノ別	丸太材	杓角材	細丸女	板材	挽角材	其ノ他	計	備考

計	針葉樹	石	石	石	坪	石	石	石	主ナル樹種名ヲ記入スルコト
									同上

備考

- 一 本調査ハ市町村内生産ニ係ル丸太材、杓角材及挽材ニ付行フモノトス但シ資材トシテ一旦調査セル粗材ヨリ製材セル挽材ハ本調査ニ加ヘサルモノトス
- 二 本調査ハ伐採ノ年ノ如何ニ拘ラス其ノ年内ニ搬出サルヘキモノニ付行フモノトス
- 三 樹種材種ノ區分ハ大体本例ニ依リ特殊ノ事情アル場合ハ本例ニ準シ區分掲記スヘシ但シ各材種毎ニ生産高ノ順序ニ從ヒ樹種名ヲ備考欄ニ記スヘシ
- 四 數量單位ハ石(十立方尺)ヲ板類ハ坪ヲ用キ小割材、細丸太等ニシテ石單位ニ依ルコト能ハサル場合ハ地方慣用單位ニテ示スコトヲ得但シ此ノ場合ハ材積ヲ換算シ得ル樣單位ノ説明ヲ具体的ニ備考欄ニ記スヘシ
- 五 資材ノ儘直ニ挽材ト同様ニ取扱ヒ又ハ用キラルルモノハ之ヲ丸太材杓角等ノ部類ニ掲記スヘシ
- 六 本調査ノ年度區分ハ歷年ニ依ルモノトス

(ロ) 移出入材狀況報告

第三號様式

昭和 年 月 日  
昭和 年用材移出入報告

市 町 村 名

樹種	市町村内需要數量		縣外輸出入數量		備考
	本	本	本	本	
計					
櫟					
扁柏					
松					
杉					

(ロ) 樹種別主要山行苗木ノ市町村内需要數量及輸出入狀況

一 樹苗需給狀況

(イ) 樹種別山行苗木ノ本年生産數量並翌年生産見込數量

大正何年分

樹種	山行苗木本年生産數量		山行苗木翌年生産見込數量		備考
	本	本	本	本	
計					
櫟					
扁柏					
松					
杉					

備考

- 一 本表中移入ニ付テハ其ノ移出地ヨリ直接移入シタルモノノミヲ掲記シ主要移入港名及其ノ割合ヲ備考欄ニ記載スヘシ
  - 二 本表中移出ハ各市町村ヨリ直接北海道、台灣、朝鮮、樺太ニ移出シタルモノノミヲ掲記シ移出港名及樹種名ヲ備考欄ニ記載スヘシ
  - 三 材積單位ハ石ヲ用ウヘシ
  - 四 本調査ノ年度區分ハ歷年ニ依ルモノトス
- 三 樹苗需給狀況報告(九月末現在)(報告期限十月二十日限)
- 第四號様式
- 年 月 日
- 市 町 村 名

移出區分	移入			移出			備考
	計	澗	針	計	澗	針	
針葉樹ノ別							
北海道							
樺太							
台灣							
朝鮮							
計							
備考							

二 樹苗價格

產地ニ於ケル主要山行苗木ノ千本當最高最低價格

三 樹苗ノ病蟲害、旱害、寒害等ノ被害狀況

四 前三項ニ付前年ニ比シ著シキ變化アリタルトキハ其ノ原因

四 木炭ノ生産狀況報告(報告期限十月末日限)

第五號様式

年 月 日  
木炭ノ生産狀況

市 町 村 名

一 大正「何」年自「一」月中ノ生産額

種 類	本年豫想額	前年ノ産額	増(減)見込額	備 考
白 炭	買	買	買	
黒 炭				
鍛 冶 炭				
計				

二 大正「翌年」年自「一」月中ノ生産額

種 類	本年豫想額	前年ノ産額	増(減)見込額	備 考
白 炭	買	買	買	
黒 炭				
鍛 冶 炭				
計				

三 需給關係

前各期ニ於ケル生産増減ノ關係並輸出入狀況ヲ記載スルコト

四 生産費ノ昂低

前年ニ比シ生産費ノ昂低關係ヲ記載スルコト

千葉縣御成婚記念事業特別會計設置並管理規則 (大正十三年二月 縣令第五號)

第一條 縣ハ 皇太子殿下御成婚記念事業トシテ圖書館ノ設置並模範林ノ造成ヲ成スモノトス

第二條 前條ノ事業經營ニ付必要ナル費用ノ收支ハ之ヲ特別會計トス

第三條 本規則施行ノ爲必要ナル事項ハ知事之ヲ定ム

千葉縣御大婚二十五年記念模範林特別會計設置並管理規則 (大正十四年五月 縣令第二〇號)

第一條 縣ハ 御大婚二十五年記念事業トシテ模範林ノ造成ヲ爲スモノトス

第二條 前條ノ事業經營ニ付必要ナル費用ノ收支ハ之ヲ特別會計トス



第三條 本規則施行ノ爲必要ナル事項ハ知事之ヲ定ム

### 御大婚二十五年記念模範林造成規程 (大正十四年六月 告示第三一〇號)

第一條 縣ハ 御大婚二十五年記念模範林造成林ノ爲本規程ノ定ムル所ニ依リ土地所有者トノ契約ニ基キ收益ヲ分收スル條件ヲ以テ市町村有社寺有及私有林野ニ造林ヲ行フ

第二條 前條ニ依リ造林シタル樹木ハ縣ノ所有トス

第三條 縣ハ 第一條ニ依リ造林ヲ爲ス林野ニ契約存續期間中地上權ヲ設定ス

第四條 造林地ノ新植補植手入防火線ノ造設其ノ他造林上必要ナル施設ハ縣之ヲ行フ

第五條 土地所有者ハ造林地保護ニ付左ノ事項ヲ遵守スル義務ヲ負フ

一 火災ノ豫防及消防ヲナスコト

二 盜伐誤伐侵墾其ノ他加害行爲ノ豫防及防止ニ任スルコト

三 有害鳥獸及病蟲害ノ驅除ニ努ムルコト

四 境界標其ノ他ノ標識ヲ保存スルコト

五 知事ノ指定ニ基キ看守人ノ配置ヲナスコト

第六條 土地所有者ハ造林地内ニ於テ左ノ產物ヲ採取スルコトヲ得

一 下草落葉及落枝

二 手入ノ爲伐除シタル枝條ノ類

三 植栽後二十年内ニ於テ手入ノ爲伐採シタル樹木

第七條 造林着手後天然ニ生シタル樹木ハ之ヲ造林契約ニ依リ造林シタル樹木ト看做ス造林着手前ヨリ存スル樹

木ニシテ造林ニ係ル樹木ト共ニ生育セシムルモノ亦同シ

第八條 根株ハ別段ノ契約アル場合ヲ除クノ外土地所有者ノ所有トス

第九條 造林地ノ收益分收ハ樹木ノ賣拂代金ニ付縣十分ノ六土地所有者十分ノ四ヲ標準トシ地代造林費其ノ他造

契約實行ニ要スル費用ヲ斟酌シテ定メタル歩合ヲ以テ之ヲ行フ  
知事ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ土地所有者ニ對シ其ノ分收歩合ノ全部若ハ一部ヲ樹木ヲ以テ交付スルコトアルヘル

第十條 造林ニ係ル樹木ニ關シ第三者ヨリ受ケタル賠償金其ノ他ノ取得金額ハ其ノ請求ニ要シタル費用ヲ控除シ收益分收ノ歩合ニ依リ之ヲ分收ス

第十一條 土地所有者造林地又ハ其ノ土石ヲ處分セムトスルトキハ知事ノ承認ヲ受クヘシ

第十二條 公用若ハ公益事業ノ爲必要アルトキ又ハ造林地ノ經營ニ支障ナキトキハ知事ハ造林地ノ一部ヲ第三者ニ使用セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ土地所有者ハ知事ノ承認ヲ得テ料金ヲ徴スルコトヲ得

第十三條 左ノ場合ニ於テハ知事ハ造林契約ノ全部若ハ一部ヲ解除又ハ變更スルコトヲ得

一 公用又ハ公益事業ノ爲必要アリト認メタルトキ

二 天災其ノ他ノ事由ニ因リ契約ノ目的ヲ達スルコト能ハスト認メタルトキ

三 造林地ヲ林野以外ノ用途ニ供スヘキ特別ノ必要アルトキ

四 土地所有者ノ爲シタル造林地ノ處分ニ依リ林業上支障ヲ生シタルトキ

第十四條 前條ノ規定ニ依リ契約ヲ解除シタルトキハ縣ハ直ニ造林ニ係ル樹木ノ價額ニ付收益ヲ分收ス但縣ノ取得額ヲ造林ノ爲其ノ支出シタル金額ト之ニ對スル重利計算ニ依ル年六歩ノ利息ニ相當スル金額トノ合算額ニ

達セサル場合ハ其へ不足額ヲ縣ニ納付セシムルコトアルヘシ

### 千葉縣基本林極印使用規程 (大正十年五月 告示第一六三號)

第一條 縣基本林產物ノ調査及拂下ニ關シ使用スル極印ハ左ノ二種トス

一 縣印



圓形徑一寸  
鋼鐵矢研彫

二 拂印



第二條 處分ノ目的ヲ以テ立木其他ノ林產物ノ調査ヲ爲ス場合ハ左ノ區別ニ從ヒ縣印ヲ使用ス

一 立木、伐倒木、轉倒木及挫折木ノ調査ニ在リテハ每木ニ付直徑測定ノ側面

二 加工材及根株ノ調査ニ在リテハ其ノ切口又ハ側面

三 副產物其ノ他區域ニ依リ調査スルモノニ在リテハ其ノ區域ヲ表示スル外緣立木又ハ標杭ノ見易キ位置

第三條 立木其ノ他ノ林產物ノ引渡ヲ爲ス場合ハ左ノ區別ニ從ヒ拂印ヲ使用ス

一 前條第一號及第二號ニ掲クルモノニ在リテハ縣印ノ側面但立木轉倒木及挫折木ニ在リテハ其ノ根際

二 副產物ハ區域引渡ノモノニ在リテハ縣印ノ側面並ニ其ノ區域ノ内緣ニ存在スル適當ナル拂下木ノ根際

第四條 前條ノ規程ニ依リ引渡シタル立木ノ伐跡又ハ採取跡地ノ檢査ヲ爲ス場合ハ左ノ區別ニ從ヒ縣印ヲ使用ス

一 每木引渡ノモノニ在リテハ其ノ根株ノ斷面

二 區域引渡ノモノニ在リテハ前條第二號後段ノ規定ニ依リ拂印ヲ押捺セル立木ノ根株ノ斷面

前項ノ場合ニ於テ棄權木アルトキハ第二條及前條ノ規定ニ依リ押捺シタル極印ハ之ヲ抹消ス第二條第三號ニ依リ押捺シタル極印ニ付亦同シ

第五條 極印ノ誤押契約ノ變更解除其ノ他ノ事由ニ因リ汚押ノ印影ヲ抹消スル場合ハ縣印ヲ使用ス

第六條 極印ハ黒肉ヲ以テ押捺ス但盜誤伐ノ場合ハ朱肉ヲ以テス

極印ノ抹消ヲ爲ス場合ハ異種ノ印肉ヲ以テス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 千葉縣鬼泪山獵區入獵規程 (昭和二年一月 縣令第一號)

第一章 事務所ノ位置及獵區ノ區域

第一條 本獵區ノ事務所ヲ千葉縣君津郡佐貫町寶龍寺二百六番地ニ置ク

第二條 本獵區ノ區域ハ千葉縣君津郡湊町大字櫻井字不動谷五番ノ内部分及同郡小糸村大字萩作字鬼泪一番ノ一

八七ノ内部分林一圓トシ木標ヲ以テ分界シ制札及獵區案内圖ヲ建テ之ヲ表示ス

第二章 狩獵ニ關スル制限

第三條 本獵區ハ狩獵日ヲ狩獵期間中毎日之ヲ開ク

但シ己ムヲ得ザル事情アルトキハ臨時狩獵ヲ中止スルコトアルヘシ

第四條 本獵區ハ狩獵者ニ對シ獵具獵法ヲ左ノ如ク制限ス

- 一 甲種獵具ノ使用ヲ禁止ス
- 二 銃器ヲ口径十二番以下ノ單發及二連銃ニ制限ス
- 三 獵犬ノ使用ヲ一人一頭ニ制限ス

第五條 本獵區ハ狩獵者ニ對シ豫備銃ノ携帶ヲ禁止シ隨伴シ得ヘキ從者ノ員數ヲ一人ニ制限ス

第三章 入獵申込及入獵承認

第六條 本獵區ニ於テ狩獵セムトスル者ハ様式第二號ノ願書ニ狩獵免狀ヲ添ヘ當日獵區事務所ニ差出シ其ノ承認ヲ受クヘシ

第七條 本獵區ハ承認料ヲ一人一日金壹圓五拾錢トス

第八條 第六條ノ規定ニ依リ承諾ヲ受ケタル者ハ直ニ承認料ヲ本獵區事務所ニ納入スヘシ

承認料ハ收入證紙ヲ以テ之ヲ納付スヘシ

前項ノ納付ヲ爲ササルトキハ其ノ承諾ヲ無効トス

第一項ノ規定ニ依リ納付シタル承認料ハ本獵區ノ都合ニ依リ狩獵ヲ停止シタル場合ノ外之ヲ返付セス

第九條 狩獵法第十二條第一項ノ許可ヲ受ケタル者本獵區ニ於テ鳥獸ヲ捕獲セムトスルトキハ願書ニ鳥獸捕獲許可證寫ヲ添ヘ捕獲日ヲ指定シ且其ノ捕獲ノ目的ニシテ學術研究又ハ有害鳥獸驅除ニ在ラサルモノ在ニリテハ

第七條ノ承認料ヲ添ヘ本獵區事務所ニ申込ミ入獵ノ承認ヲ受クヘシ

第四章 入獵並退獵

第十條 第八條ノ規定ニ依リ承認料ヲ納付シタル狩獵者ハ本獵區事務所ニ於テ様式第三號ニ依リ承認證及様式第四號ニ依リ入獵徽章ノ交付ヲ受クヘシ

第九條ノ規定ニ依リ入獵承認ヲ受ケタル者ハ鳥獸捕獲許可證ヲ提示シタル上承認證並入獵徽章ノ交付ヲ受ク

ヘシ

第十一條 入獵者ハ入獵中狩獵免狀又ハ鳥獸捕獲許可證ノ外承認證ヲ携帶スヘシ

入獵者ハ本獵區管理者又ハ巡守ヨリ承認證ノ提示ヲ求メラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十二條 本獵區管理者及巡守ニハ様式第一號ニ依リ管理者證票又ハ巡守證票ヲ携帶セシメ且様式第五號ニ依リ管理者徽章又ハ巡守徽章ヲ佩用セシム

第十三條 入獵者從者ヲ隨伴セムトスルトキハ其ノ旨ヲ本獵區事務所ニ申出テ様式第六號ノ從者徽章ノ交付ヲ受クヘシ

第十四條 入獵者ハ入獵徽章ヲ從者ハ從者徽章ヲ左胸部ニ佩用スヘシ

第十五條 入獵者ハ獵區内ニ於テ焚火ヲ爲シ又ハ竹木等ヲ損傷スヘカラズ

第十六條 承認證、入獵徽章又ハ從者徽章ヲ亡失シタルトキハ入獵者ハ直ニ本獵區事務所ニ届出テ其ノ再交付ヲ受クヘシ

前項ノ徽章ヲ亡失シタル者ハ其ノ實費ヲ納付スヘシ

第十七條 入獵者退獵セムトスルトキハ其ノ捕獲シタル鳥獸ノ種類別員數ヲ承認證ニ記入シ入獵徽章及從者徽章ト共ニ本獵區事務所ニ返納スヘシ

第五章 違反者ニ對スル處置

第十八條 本獵區内ニ於テ狩獵法令ニ違反シタル者ニ對シテハ直ニ退獵ヲ命シ且所轄警察官署ニ届出ツルモノトス

第十九條 狩獵者第四條及第五條ノ制限ニ違反シタルトキハ退獵ヲ命シ左ノ區別ニ從ヒ過怠金ヲ徵收シ尙違反行爲ニ因リ捕獲シタル鳥獸ハ沒收ス

590  
483

第二號様式(用紙適宜)

收入  
證紙

狩  
獵  
願

裏

一分

厘三分一

分二寸二

寸二

年  
月  
日

三寸三分

二寸

千葉縣

厘五分一

表

一 第四條ノ規定ニ違反シタルトキ 金 十 圓

二 第五條ノ規定ニ違反シタルトキ 金 五 圓

第二十條 第十一條、第十四條並第十五條ノ規定ニ違反シタル者ニ對シテハ直ニ退獵ヲ命スルコトアルヘシ

第二十一條 第四條、第五條並第十七條ノ規定ニ違反シタル者ニ對シテハ次回ヨリ其ノ入獵ヲ拒絕スルコトアルヘシ

第二十二條 第十五條ノ規定ニ違反シタル場合ニ於テハ之ニ因テ生シタル損害ヲ辨償セシムルコトアルヘシ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十年十月二十八日千葉縣令第九號千葉縣鬼沼山獵區管理規程ハ之ヲ廢止ス

第一號様式

一分

分二寸二

寸二

第  
號

獵區管理者(巡守)證票

千葉縣鬼沼山獵區  
管理者(巡守) 何 某

三寸二分

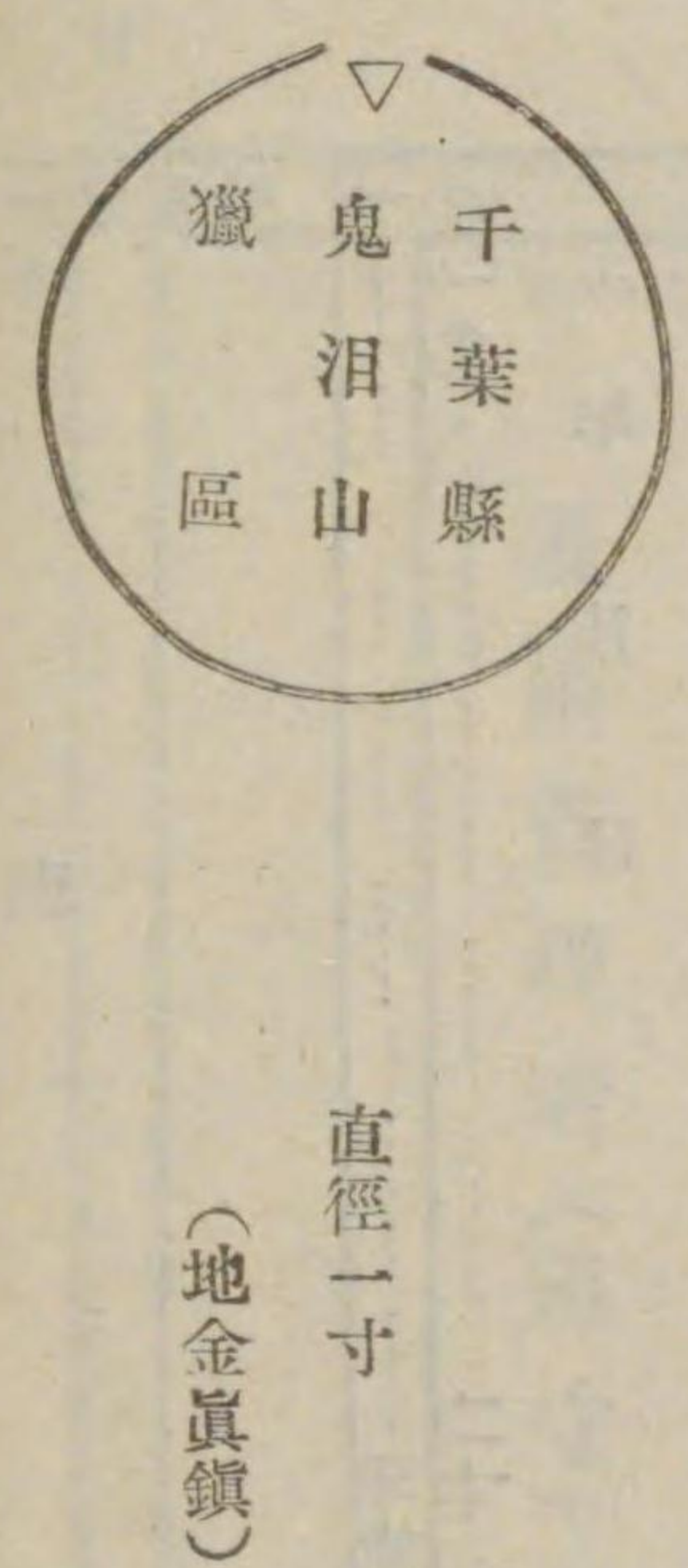
三寸

千葉縣鬼泪山獵區ニ於テ狩獵致度候ニ付御承認相成度狩獵免狀相添此段相願候也  
 年 月 日 住 所 氏 名 印

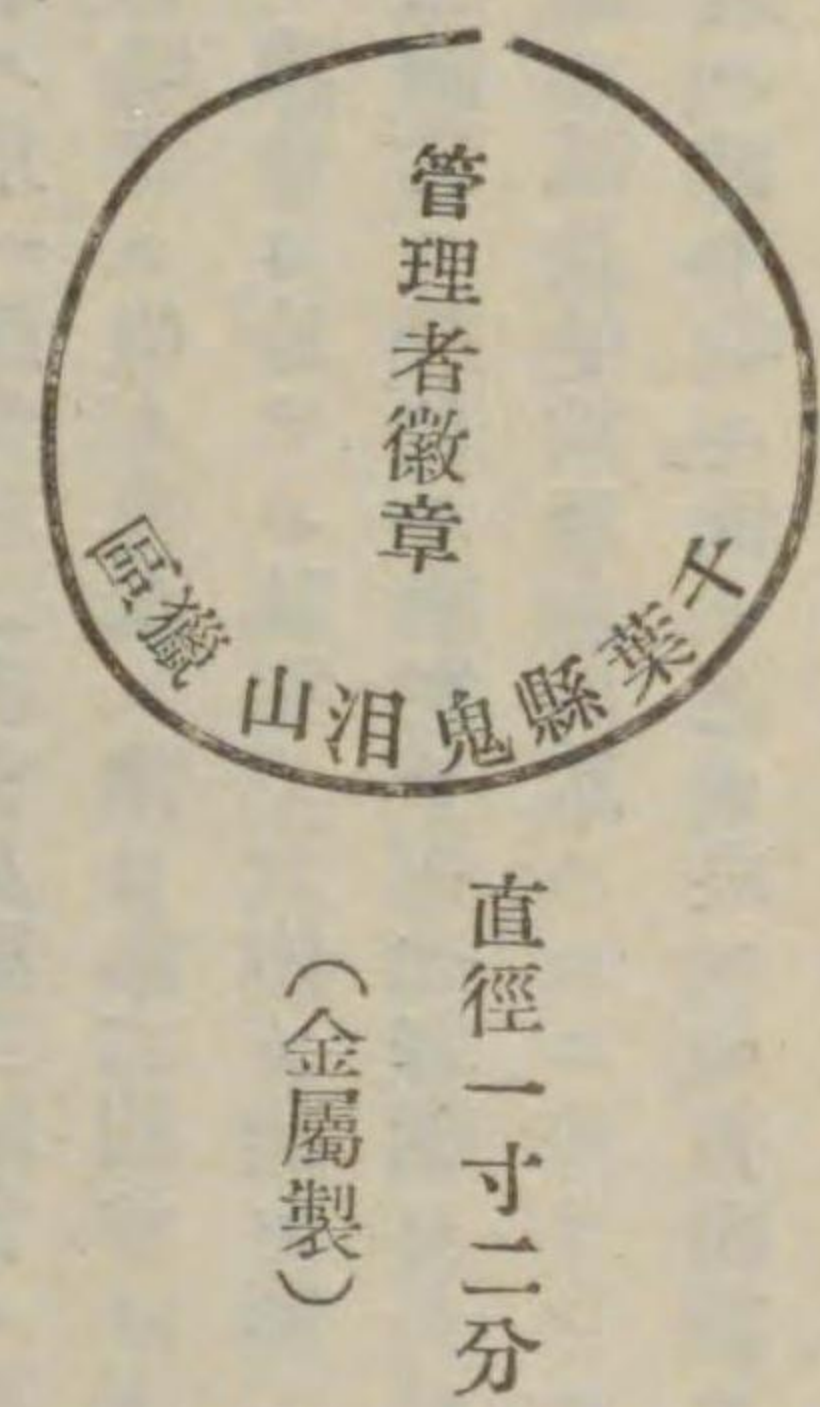
千葉縣鬼泪山獵區管理者氏名殿  
 第三號樣式(半紙四ツ切)

承認證	
一 狩獵期間	自昭和年月日
一 承認料	至昭和年月日
一 狩獵鳥獸名員數	一日金一圓五十錢
一 狩獵者住所	氏 名
	年 齡
千葉縣鬼泪山獵區印	

第四號樣式



第五號樣式



第六號樣式



千葉地方森林會議員旅費額及其ノ支給規程

第一條 森林會議員ニ支給スヘキ縣費支辨旅費額ハ別表ノ通トス  
 第二條 旅費ハ森林會ノ召集ニ應シタル者ニ對シ之ヲ支給シ其ノ支給方法ニ關シテハ內國旅費規則ヲ準用ス但シ  
 歸郷旅費ハ豫メ之ヲ支給スルコトヲ得

(大正八年二月縣令第十五號)  
 (同十年二月改正縣令第四九號)  
 (昭和五年七月改正縣令第四九號)

590  
483

明治三十三年三月千葉縣令第十九號ハ之ヲ廢止ス

(別表)

鐵道貨	船貨	車馬賃	一日當	一日付	宿泊料	一夜付
二等運賃	二等運賃	六十圓	四圓	六圓	六圓	

千葉地方森林會規則 (明治四十一年二月二十六日議定)

- 第一條 議員ハ召集ニ依リ開會地ニ到着シタルトキハ宿所ヲ定メ其旨會長ニ届出ツヘシ
- 第二條 議員ハ開會中出席ノ際會場ニ備フル出勤簿ニ押捺スルモノトス
- 第三條 議員開會中疾病若ハ止ムヲ得サル事故ノ爲出席シ難キトキハ開會時刻前其旨議長ニ届出ツヘシ
- 第四條 會議ハ午前十時ニ始メ午後三時ニ終ル時宜ニ依リ議長ハ會議ニ諮ヒ之ヲ伸縮スルコトヲ得
- 第五條 議員ノ席次ハ每會抽籤ヲ以テ之ヲ定ム
- 第六條 議事ハ第一讀會第二讀會及第三讀會ニ區別ス  
但議長ハ時宜ニ依リ會議ニ諮ヒ第二讀會以下ヲ省略スルコトヲ得
- 第七條 第一讀會ニ於テハ議案ノ大体ヲ議シ第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヲ議決ス
- 第八條 第二讀會ニ於テハ議案ヲ逐次審議シ其可否ヲ決シ第三讀會ニ於テハ議案ノ全体ニ付キ議決ス
- 第九條 會議ハ議員半數以上出席スルニ非サレハ議決ヲ爲スコトヲ得ス
- 第十條 會議ハ過半數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
- 第十一條 議長ニ於テ必要ト認ムルトキハ議案説明ノ爲メ主務吏員ノ出席ヲ求ムルコトヲ得

- 第十二條 會議中特ニ調査ヲ要スル事項アルトキハ總員ヲ以テ調査會ヲ開キ又ハ委員ヲ撰ヒ之ヲ審查ヲ付託スルコトヲ得此場合ニ於テハ委員ノ選定ハ議長之ヲ指名ス
- 第十三條 本會ノ議事ハ傍聽ヲ許サス
- 第十四條 本規則ニ明文ナキ事項ハ總テ議長ノ裁決スル處ニ依ル  
但異議ノ申立アルニキハ會議ニ諮ヒ之ヲ決スルモノトス
- 第十五條 本會ニハ日誌ヲ備ヘ開會中重要ナル事項ヲ記載スルモノトス

千葉縣御大禮記念模範林特別會計設置並ニ管理規則 (昭和五年八月 縣令第五九號)

- 第一條 縣ハ 御大禮記念事業トシテ模範林ノ造成ヲ爲スモノトス
- 第二條 前條ノ事業經營ニ付必要ナル費用ノ收支ハ之ヲ特別會計トス
- 第三條 本規則施行ノ爲必要ナル事項ハ知事之ヲ定ム

木炭規格ニ關スル件 (昭和三年十二月 諭告第三號)

縣内ニ於ケル製炭事業ハ逐年進歩ノ域ニ向ヒ主要産地ニ於テハ既ニ木炭同業組合ヲ設置シ嚴正ナル検査ヲ施行セル結果從來ニ比シ大ニ其ノ面目ヲ一新シ量目亦稍正確ニ至リタルモ未ダ俵裝ハ地方ニ依リ區々ニシテ商取引上不利不便尠カラザルハ洵ニ遺憾トスル所ナリ

惟フニ木炭ハ日常生活ノ必需品ニシテ將來益々需要ヲ増加スル傾向ヲ有シ之ガ生産ノ消長ハ山間農村ノ經濟ニ至大ノ關係アルト謂フベシ今ヤ政府ハ木炭ノ規格ヲ統一シ「メートル」法ヲ實施セントスルニ際シ縣内産木炭ヲ

590  
483

シテ表記正味量目共ニ白炭、黒炭ヲ通シ十五疋ニ一定ノ俵裝ヲ爲スコトハ管ニ製品ノ聲價ヲ昂騰セシムルノミナラズ商取引ノ圓滑ヲ期スル上ニ於テ其ノ効果尠カラザルモノアルヲ認ム當業者タルモノ宜シク此ノ趣旨ヲ諒トシ之ガ達成ヲ期スベシ

### 木炭購入ニ關スル件

(昭和四年六月  
告示第二一一號)

爾今廳内各解ニ於テ購入スル木炭ハ左ノ規格ニ依ル但シ己ムコトヲ得ザル事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條 木炭ノ重量單位ハ疋トス包裝シタルモノニ在リテハ其ノ一箇ノ正味重量拾五疋トス但シ研磨、冶金用木炭ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 木炭ノ形状、品質、稱呼ハ昭和四年四月十日商工省告示第十三號ヲ準用スルコトヲ得

### 千葉縣御大禮記念模範林特別會計設置並ニ管理規則

(昭和五年八月  
縣令第五八號)

第一條 縣ハ御大禮記念事業トシテ模範林ノ造成ヲナスモノトス

第二條 前條ノ事業經營ニ付必要ナル費用ノ收支ハ之ヲ特別會計トス

第三條 本規則ノ爲必要ナル事項ハ知事之ヲ定ム

### 造林獎勵規程

(昭和四年一月縣告示第二八號  
昭和四年十一月縣告示第四八一號改正)

第一條 私有及社寺有林野ノ造林ヲ獎勵スル爲本規程ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス但シ別ニ定ムル規定ニ依リ獎勵金又ハ補助金ノ交付ヲ受クベキ者ハ此ノ限リニ在ラズ

第二條 獎勵金ハ無立木地ノ新植又ハ散生地ノ第一回補植事業ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノニ對シ之ヲ交付ス

一 施行面積一反歩以上

二 植樹本數一町歩ニ付新植ニ在リテハ三千本以上散生地ノ補植ニ在リテハ新植標準ノ五割以上

第三條 獎勵金ノ交付額ハ經費ノ三分ノ一以內トシ事業ノ内容ヲ斟酌シ之ヲ定ム

第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ別記様式第一號ニ依リ申請書ヲ調製シ前年十二月末日迄ニ知事ニ差出スベシ

第五條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者申請書ニ記載シタル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ知事ノ承認ヲ受クベシ

第六條 造林事業完了シタルトキハ様式第二號ニ依リ直ニ届書ヲ調製シ知事ニ差出スベシ

獎勵金ハ前項ノ届出アリタル後實地検査ノ上之ヲ交付ス

第七條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ事業施行後滿三年間引續キ毎年一回以上其ノ林地ノ手入及枯損木ノ補植ヲ爲スベシ

第八條 左ノ場合ニ於テハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ獎勵金ノ一部若ハ全部ヲ返還セシムルコトアルベシ

一 事業施行ノ方法不良ニシテ成林ノ見込ナシト認メタルトキ

二 申請書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シ其ノ他不正ノ行爲アリタルコトヲ發見シタルトキ

三 本規程ニ違背シタルトキ

第九條 本規程ニ依リ差出スベキ書類ハ總テ所轄市役所又ハ町村役場ヲ經由スベシ

附 則

590  
483

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 第四條ノ提出期限ハ昭和四年植栽ノモノニ限り二月末日迄トス  
 様式第一號

造林獎勵金下付申請

施業懸	土地所有者住所氏名	林野種類別	現在林況	新植(散生地第一回補植)	面積積	樹種本數	苗木供給見込	苗木代	地拵費	植付費	防火線費	雜費	經費計	施業期間
何市(何郡何町(村))大字何字何何番山林(原野) 臺帳面積何町何反歩 見込面積何町何反歩	何市(何郡何町(村))大字何字何番何地 何 某	何保安林(造林命令地)(開墾制限又ハ禁止)(普通地)	無立木地ニシテ雜草荆棘繁茂ス (散生地ニシテ何樹何程ノモノ一反歩當リ何本生育ス)	實測(見込)何町何反歩 杉何本、扁柏何本、計何本 但シ一町歩當リ何本 自家養成(何村何何ヨリ購入見込) 何百何拾圓 千本ニ付何圓 人夫何人 人夫何人 延長何間幅何間 一町歩當リ何圓										昭和何年何月何日着手 昭和何年何月何日終了

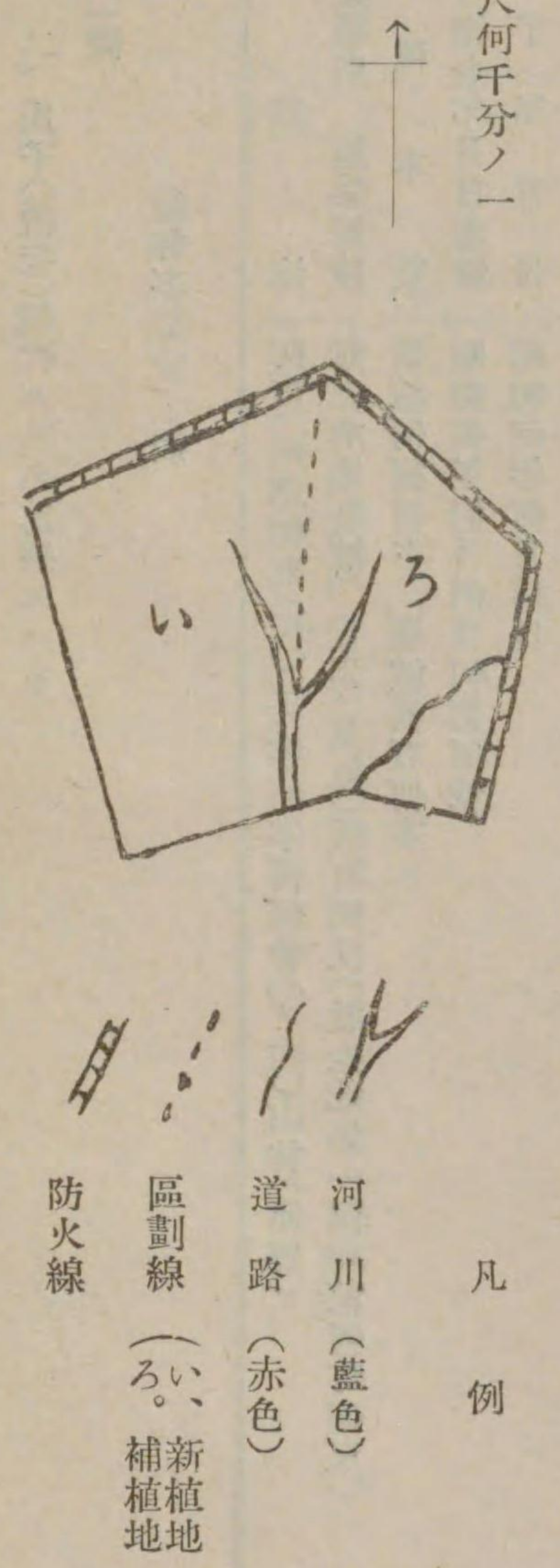
右造林事業實行致度候條昭和四年一月千葉縣告示第二十八號ニ依リ獎勵金御交付相成度此段申請候也  
 昭和何年何月何日

何市(何郡何町(村))大字何字何何番地 何 某 印  
 又ハ何市(何郡何町(村))大字何字何何番地 何 某 印  
 何神社(寺)社掌(住職) 何 某 印  
 何市(何郡何町(村))大字何字何何番地 何 某 印  
 氏子(檀徒)總代 何 某 印

千葉縣知事宛

備考 一、申請書ニハ左ノ様式ニ依ル施業實測圖ヲ添付スベシ  
 施業實測圖様式

何市(何郡何町(村))大字何字何何番(ノ内)山林(原野)  
 縮尺何千分ノ一





二、氏子(檀徒)總代ハ三名連署スベシ  
 式樣第二號

造林事業完了届

施業地	何市(何郡何町(村))大字何字何何番(ノ内)山林(原野)
事業種別	無立木地新植、實測(見込)何町何反(散生地第一回補植何町何反)
樹種	新植何樹何本(補植何百何本)
許可指令年月日番號	昭和何年何月何日何第何號
完了年月日	昭和何年何月何日
經費	新植何百何十圓(補植何百何十圓)

右ノ通事業完了候間別紙經費明細書添付此段及御届候也

昭和何年何月何日

何市(何郡何町(村))大字何字何何番地

何

某 印

又ハ何市(何郡何町(村))大字何字何何番地

何

某 印

何神社(寺)社掌(住職)

千葉縣知事宛

備考

一、明細書ニハ地拵、植付、苗木代、運搭費、何々等其ノ種類ノ異ナル毎ニ区分シタル數量、單價、

總額、支拂年月日、受取人住所氏名等ヲ掲記スベシ  
 二、明細書ハ新植、補植ノ種類別ニ作製スベシ

590  
483

## 山と木の傳説

## 一、羽衣松（千葉縣千葉市）

千葉縣廳の公園内、羽衣池畔に羽衣松と呼ばれる老松がある樹幹丈余、蟠つて地に臥し延いて四方に偃蹇して居るその秀靈の氣、瀟洒の体、繪も及ばず千葉八勝の一に數へられるその名夙に高し傳へて云ふ往昔千葉氏の全盛時天女此の地に降り舞ふ事久ふしてその纏ふ羽衣を梢上に掲げ忽然として白雲に駕して去れりと（口碑）

この天女と云ふのは平將門が佐倉のおもか池に遊覽の時、はからずも出逢ふた天女で將門は一旦天女の羽衣を奪ふて飛行の術を失はしめそしてその天女と連理の契りをして三子を擧げたその長子即ち千葉氏二子相馬氏、三子東氏の祖であるので千葉相馬の一族は此の天女を妙見と祈り一朝の氏神と崇めてゐるのだそうである（久留里記）後天女天上の後間度々此の松上に來り憩ふたと云ふ古口碑を此頃に至つては即ち天女たゞ此の邊に降りて舞い羽衣を松上に掲げて居るなど、誤り傳へて居るのである（上總の卷參照）とも平良文が戰勝の助けを受けたる妙見天女とこの傳説に混合したものであるともいはれる。

## 二、三咲の櫻（東葛飾郡八榮村大字三咲）

八榮村大字三咲の道路兩側一里余の間にある大小の櫻樹數萬本は開花の候に至ると、朝晝晩の三時に咲き誇つて一日のうち花の隧道を作るといふので此の櫻を三咲の櫻と呼ぶのであるといふことである（口碑）

## 三、泣銀杏（東葛飾郡中山村大字中山）

中山法華經寺の境内にある哭銀杏は中山名物の蒟蒻（中山蒟蒻と呼ばれて其の名中山鬼子母神と共に名高い）と共に中山の鬼子母神につれて聯想される名木となつてゐる、弘安十三年十月十三日は日蓮上人の三週忌と云ふので鎌倉にあつた日頂上人（日常上人の法嗣といふ）は余義ない法論を濟まして池上に馳せつけたが式の間に逢は

なかつた、養父の日常は例へ法論布教たりとも師の法會を怠る罪輕からずとあつて焼香をも許さず勘當される、上人悔恨遣方なく日常の館にかへつて籠るも許されず、即ち館の邊にあつた數々の銀杏の樹を泣きながら廻つて讀經七度に及んだけれども許されず其の後日常の病氣に會して、遂に勘當赦免の辭を聞かすして生を異にしたので彼は其の後師父報恩の讀經三昧に一生を送つたといふ

#### 四、粘 合 木 (東葛飾郡八幡町大字八幡)

八幡神社の境内に周圍三丈ばかりの粘合木と呼ばれる銀杏の神木があるが、この木の洞には白蛇が多く住んでゐる(成田名所圖會)里俗に青春男女此の木に願懸をするにかなはない事はないといふ事である(口碑)

#### 五、八幡 不知 森 (東葛飾郡八幡町大字八幡字下宿)

八幡町法漸寺(舊八幡神社の別當、天台宗寛永寺東寺、本地彌陀如來)の南の方千葉街道の西側に接し三百坪ばかりの地林藪を爲し、八幡不知森と呼ばれてゐる、方三十歩に過ぎないけれども一旦此の中に入るもの必ず出づることなし(常總日記)とか此の森に入れば必ず神の祟あり(成田名所圖會)などといひ傳へられてゐる所謂八幡の八幡知らずは即ち是で往古八幡宮鎮座の地であるといひ傳へられ(今も法漸寺の持地である)て周圍に木柵を繞らしてゐる森の中には小石祠(稻荷を祀るといふ)を存してゐるが一説には官社の地ならざれば必ず國司などの塋城であらうといはれてゐる(成田名所圖會)里俗には昔平將門の余類(近臣六人共首級を慕ふて此の地に來るといふ)の將門の首級を慕ふて此の地に來り此の森中に入りて動かすその靈遂に土偶人となりてあらばれたが後雷雨破壊して此の地を踏む者に祟ありなど、言ひ傳へてゐるこれを(成田名所圖會)などは此の地墳墓の地にして土偶は其の殉葬であらうといつてゐる今も柵外に「不知八幡森」の五字を刻んだ一碑を建て、此の柵内に入る事を戒めてゐる。

#### 六、鐘が淵鐘懸の松 (東葛飾郡市川町大字國府台)

國府台の斷崖の邊の亭々とした古松は里俗に鐘懸の松と稱へられ、崖下の碧潭は鐘ヶ淵と稱へられてゐる傳へて里見氏陣鐘を此の松に懸け敗戦の際其の鐘此の淵に沈没したるを以てかく號すといつてゐる(口碑)

#### 七、木挽山入の作法 (東葛飾郡湖北村)

東葛飾郡湖北村邊では木挽が山に斧を入れようとする時には其の山の巽の角にある一本の樹を選定して、之を山の神とし山主即ち樹木の買手は酒を買つて山の神に供へ木挽と共に之を飲むのである、其の時酒器を用ひず皆々徳利の口附けて飲みそれで山入の式を終る右の山の神の木は山じまいの際に之を賣却し、それを酒代として木挽達は又飲む但し其の木はあまり大きな木を擇ばず、大抵酒二三升に換へ得る木を山の神に祭りあげるのが内規の様になつてゐる。尙また此の木を用材にすれば其の家が火災に罹り易いと言ふので此の木を用ふることを忌む風がある、又下野足利郡三和村の人の話によると彼の地方では山入の時木挽が先づ其の山の山神を祭つて後携へて來る釜に白米を入れ、其の山の薪を以て之を炊ぎ其の飯が生煮になつた時釜の中で之を搗き之れで餅をこしらへて軍配團扇の形に作り上げ、之れを堅木の炭火の周りに差立て、焼くのである、木挽が十人の時には十三本の餅を作り餘りの三本を山の神に供へ十本は各々之を食ひ、決して余分の餅を作らぬ。此の餅をパンダイ餅と謂ひ大きに由つて二合パンダイ又は三合パンダイと言ふのである、其の他山の神に神酒を供へ木挽が徳利の口から之を飲み、さて山入の式を終ることは湖北村各地方皆同じ事であるといふ(今井幸則氏記)

#### 八、戸張の神代木 (東葛飾郡千代田村大字戸張)

千葉田村大字戸張に名高い楠の大木がある、周り三丈程地より高さ一丈三四尺のところから二又にわかれ又横に一間二三尺程脇の楠木に續いて同木になり枝葉繁茂してゐる、此方の楠木も周り一丈余世に無數の奇木であるが神代木と言はれてゐる、尤も内二枝は枯れてゐるがその樹の傍に小祠があり(房總一覽誌)此の楠の神靈を祀ると言つてゐる(口碑)

九、山王社の楠木 (印旛郡白井町)

白井町山王社境内にある老樹(周圍五丈余)は延元々年白井興胤足利尊氏に屬した「佐倉風土記」筑紫より持來り植ゑるところのものといふ(成田名所圖會)

一〇、景 政 櫻 (印旛郡佐倉町大字大蛇村)

佐倉町大字大蛇村文珠寺の景政櫻は今はその名を得た櫻の薛子生であるといふが、親樹は昔鎌倉權五郎景政が櫻の鞭を挿したものでより生ずる所のものと言ひ傳へられてゐる(寺傳)

「寺前有櫻樹、此景政挿其鞭此、所生、其樹已枯、今櫻乃其薛子生云、圍可一丈、幹志枝繁、扶疎于堅衡、十三四歩、春時開花、綽約爛熳、掩映一山、實爲壯觀、而色交濃淡、葩襍單複、故曰五色櫻、又曰五種櫻、蓋謂其不一様爾」(佐倉風土記)

一一、肥前坂八抱松 (印旛郡酒々井町)

酒々井妙見の嶽は千葉氏の古城趾根古屋は地から肥前坂を昇る數十間の地にある蒼蒼たる森で、中に妙見の小祠を安置してゐる、此地もと千葉氏の臣屬肥前殿の城趾であつたところの由で傍の古松は高さ百尺大きき大人八人にあらざれば手を蔽ふことが出来ないといふので里俗に八抱の松と稱へられて妙見の神木とされてゐたが、惜しい事に明治初年の暴風に倒れて今はない(成田名所圖會口碑)

一二、空之進 並木 (印旛郡酒々井町)

酒々井町伊藤の並木を空之進並木(この邊の新田をまた空の進新田といつてゐる)といふのは土井家の代官の名によつて命じたもので空の進の植ゑるところのものといふ(口碑、成田參詣記)

「延喜式」に「諸國騎路邊植果樹令往還人得休息若無水處量便堀井云々」と見え「甲斐叢記」(卷三)には「北史韋孝寬爲雍州致路側一里置二土堆處植椶代焉周文帝令天下効之一里植一木二里植二木百里植百木」な

ど其の實蹟が記されてゐる、空之進並木は「延喜式」の意に尤もあつてゐるといふ

一三、坂田ケ池の片輪梅 (印旛郡八生村大字大竹)

八生村大字大竹の坂田ケ池には雄蛇が住つてゐた、秋稻の熟り出した時分豊住村大字長沼の長沼(東西一里南北十余丁といふ)に住つてゐる雌蛇のもとに通つて行つたその前にどんなに善く普請をして置いても必ず堤を破られて水害に遭ふので近村の人達は大變困つてゐた、ところが或年の五月雨時分また堤を崩されて難儀してゐる村の人達を見てゐた見知らぬ一人の赤子を負つた婦人が此の妨げには人柱を立てなければだめだから、自分がなつてやらうと人々の止めるも聞かずに乞ふて止まないで、人々は可哀想だがそれではお頼み申すと赤子ともども生理にしてしまつた、其のお蔭でそれからこつち雄蛇に堤を崩される事もなくなつた

例の見知らぬ婦人の負つてゐた赤子は生理にされる時梅の實を嚙つてゐたが、それから間もなく此の堤に一本の梅の樹が生へて年経て花が咲き實がなつたのを見ると半分しか肉がなくまるで、他の半分は嚙り取られたやうに凹んで實が結んで年々同じであるのでさてこそ片輪梅の名で呼ばれるやうになつた(口碑)

一四、四 杉 (香取郡香取町)

香取神宮の城内由緒あるところまことに少くない、例へば二木一石何等かの傳説を持たないもの殆んど無しといふ状態であるが中にも有名なるは木母杉、弓掛杉、斥候杉、三本杉の四杉である

「木母杉」太古、宮地、皆槻樹であつたのだが皆枯死して大竹林と成つた建永二年十月關白前左大臣家政行御下文に寶殿四面八町大竹林とあるは是である、其の大竹中一株の杉樹があつたが竹亦枯れて此の一株の杉樹より數多の杉となつたと云ふ、貞享の頃水戸黃門數度御宮に詣で、此の杉を見數多の杉の母なりとて木母杉と號けた、此の杉今枯れて株のみ存してゐる大さ四丈五尺案するに大竹の中に一株の杉有り云へども、建永の頃に大竹の林の中に此の杉のみではなかつた。杉多く出來たのであらう、其故に弓掛杉、斥候杉などは共に建永より先の事

であるので知らるゝであらう

「弓掛杉」桓武天皇の延暦年中坂上田村丸勅を奉じて陸奥賊退治時神宮に詣で征伐の切を祈り禮拜の間持てる弓を社頭の傍の杉樹に掛けて置いた今の弓掛杉即ち是である

「斥候杉」後冷泉天皇の永承年中源頼義前九年戦の時武藏、相摸、安房、上總、下總、の輩催促に應ぜざりせば微勢であつた故神宮に詣で、神助を祈るところに靈鳥思然として顯れ、陸奥の方をさして飛び去つた頼義感激に堪へず社頭の杉に人を登せて斥候せしめたところ先の國々の軍卒雲霞の如く來り、加はつた故に此の杉を號へて斥候杉と云ふのであると云ふ其の臣加藤某の歌に

香取なるもの見の杉に弓張つて向ふ矢先きに國ぞ治まる

「案ずるに此の時の歌にあらざるべし」と「香取誌」は打消してゐる

「三本杉」同時頼義は傍の杉を見て法事していふやうに天下太平社頭治榮、子孫長久、此の諸事成難くば此の杉自然と三岐に別れよと、然るに此の杉自然と三岐に別れる今俗に三本杉といふ即ち是であるといふ、神明感應の驗けだし掲焉。正殿の兩方にある杉が是である（以上、香取誌）

一五、磨 墨 櫻（香取郡日吉野大字市原）

日吉村大字市野原馬頭觀音堂の側耕甫中に周三尺ばかりの櫻に磨墨櫻と號け、昔梶原景時名馬磨墨を此の櫻樹に繋ぐと云ひ傳へてゐる、今はその蘂子生であるがそれでも病馬あるものは此の堂に賽し樹下の雜草を取つて之をその馬に食はせるに効驗があると言ひ傳へてゐる（香取郡誌）

一六、鞍 掛 松（香取郡大須賀村大字櫻田）

同所熊野大神域内にあり「社記」に昔源頼朝馬鞍を掛くるの樹と言ひ傳へてゐる

一七、鬼 堂 杉（匝瑳郡南條村大字虫生）

南條村大字虫生字小田部の鬼堂杉と呼ばれる周圍二丈余の大杉があるが、里俗にこの杉を千葉氏の一族椎名安藝守の女萩原たるもの墓標だと云つてゐる（口碑）

一八、比 丘 杉（海上郡椎柴村大字猿田）

椎柴村大字猿田に在る比丘杉は周圍二丈五尺余一千年以上を經過した大木であつて、元祿年間の村繪圖に大杉の禰がある、維新に至つて官木に編入せられ明治三十七年六月には惜しい事に伐採せられてしまつた、其の價は數千圓に上つたと云はれてゐるで今は其の跡方さいないが、傳説によると若狭の八百比丘尼の墓標であつたといふ事である（若狭の卷參照）

一九、日本一の千兩金（安房郡保田町大字元名字鋸山）

鋸山の山中陰居所と云ふ處の邊に大なる千兩金の樹がある、其の大きさ八尺五寸餘り實も實く付いて其の色朱にして美しく日本一の品であると云はれてゐる（房總一覽誌）が此の實を貯へて置くに金錢に不自由しないと云はれて昔は取り去らるゝ恐れがあつたと云ふ（口碑）

二〇、日蓮の石の堂（安房郡保田町大字元名字鋸山）

鋸山日本寺の鐘樓堂より上り口に日蓮上人の石の堂といふのがある、昔日蓮上人の修道したる靈蹟といはれてゐる（房總一覽誌）

堂の脇に蕃國より持ち渡りたる樹といふ珍木がある、土地の者は名を知らない其の木手に取つて見るに楊梅に似てゐると云ふ木の高さ八尺ばかり花は五瓣にして細く褐色實は綠色にして大き一分餘ありと云ふ（房總一覽誌）は之を膽八樹と名づけてゐる

二一、浮 島（安房郡勝山町浮島）

勝山町大字加知山の西方海上凡そ十一町のところ周圍七町面積六、二一六坪の島を名づけて浮島と呼んで居る「年

申行事秘抄」景行天皇五十三年八月行幸伊勢轉入東國冬十月到上總國安房浮島宮」とあるは此の島であると云はれ、島上浮島神社は當時宮居の跡であらうと言はれて居る（房總一覽誌）に「浮島其のまはり一里といふ、桑の木澤山にあり、木挽割りて八寸の板となすよし桑の大木いと珍としまた鳥さし竿も出すといふ、此の地竹美にして小兒切りて笛を作るに、其の音妙なる音色といふ」と見える、竹の美しきは此の島ばかりでなく岩井の高崎には旗竿竹を産し、鴨川の前原には地川の見張り竹を産し九重の竹、原の竹、又良材といふ次のやうな民謡を存して居る

竹になりたや前原の竹に地引三條の見張り竹（安房節の小唄）

二二、逆 柿（安房郡平群村大字大掛）

治承四年九月十三日源頼朝は三百騎を従へて去る日一旦致された（九月三日上總介廣常の許に至らんとしたが中止して九月十一日丸の郷に至り其の地の丸信俊の館に入り翌十二日丸の館を出て安西の館に歸つた）丸五郎信俊の館に至らんものと安西景益が勝山の館を出でて先づ大掛村（今の平群村大字大掛の地）を過ぎられた其の折携へ持たれてゐる柿の枝で作つた鞭を土中に植えてわが宿志若し成らば必ず芽生せよと念じたところ、不日して生活き根を生じて頗る大樹となつたが、其の梢下に向つて居たので子實皆逆生するといふことであつた（房總遊覽記、深川、元鶴附記）が其の後老樹は枯れ盡して新しい藁がこれに代りこれに代り、それも今では高さ一丈其の太さ三寸許りになつて居ると云ふ事である（大日本國誌安房）

二三、二 本 松（安房郡平群村大字大掛）

平群村大字大掛の千騎森の道のほとりに二本松と呼ばれる老松二株がある、これは昔源頼朝が飯盛にたづさへた箸の生ひ立つたもの、記念樹だと云ふことである（口碑）

二四、旗 竿 籬（安房郡岩井村大字高崎）

治承四年八月二十九日源頼朝加知山の安西の館から丸村丸信俊の館に到らんとして、大掛村に向ふ途中加知山の隣村であつ高崎を過ぎる時、今の熊野神社（舊不入斗村坂本舊修驗湯能院）に參籠した其の時院主庭中の竹二本を伐り之を旗竿になして公に獻し軍勝を祝した、頼朝大に喜び今の地を賜つたそれから毎年竹二本を鎌倉將軍家へ獻納するを例としたが、足利氏の時に至つて廢した、今熊野神社の背後にある竹林がその旗竿とすべき竹を切つたといふ竹籬だそうで不思議な事に今でも猶年々節の揃つた二本の竹を生すると云はれ、世に旗竿籬と呼ばれて居る（大日本國誌安房、口碑）

二五、つなぎの森 安房郡富浦村大字多々良

富浦村の西北の海邊につなぎの森といふ夫婦縁つなぎの願かけに靈驗があるといふ、靈木がある（口碑）此の樹は「鹽玉の樹へ他の樹の枝横斜に附いて木肉ゆき合いたり見ゆ、今斜に附きたる樹は枯れて鹽玉に附きたる處ばかり僅に存せり」と（房總志料續篇）に見えて居る

二六、七 夕 の 松（安房郡國府村大字本織）

國府村大字本織の延命寺の門外の田の中に松の一樹（昔の松は枯れて今は植ゑかへたものといふ）があると、之れは往昔延命寺の僧七夕を祈つて出精し、其の報恩の爲めに松を栽えて七夕を祭つたものだといふことである。（房總志料續篇）

又延命寺の佛殿の前西の方にいむろの古木がある、碑に清涼殿と彫刻されてゐる、里人の言に昔此の寺の和尚檀家の亡靈を葬むる時一偈を吐かんとして、一句も出さず口をつぐんで退き寺に歸つたが是を耻ぢて自ら薪を積み火をかけ、火中に飛び入りて終りを遂げたその墓樹だといふ事である

二七、塩 見 の 松（安房郡西岬村大字鹽見）

西岬村大字鹽見の塩見崎に觀音（寒寺）と呼ばれるがある、此の堂の庭に北から南に向つて巨樹を伸ばしたる蟠蛇

たる松がある高さ二丈廻り一丈二尺東西二十八間南北二十四間（大日本國誌安房、は方十二三間と記してある）土人稱して一烈松と言つて居るが、一比桑名の藩主松本樂翁巡視の折實にめぐらしと感嘆久しふして臥龍と名を命ぜられてから爾來その名で呼ばれる様になつた（房總一覽誌、房總志料續篇）然しその名たる、名木も衰るし衰枯の傾きにあるといふことである

二八、檀特山小松寺の七不思議（安房郡健田村大字大貫）

四半葉の櫛（役の行者加持の時半葉づゝ取り用ひし故遂にかゝなりしといふ、今は枯れてなし）

一九、眞野の五本松（安房郡千歳村大字久保）

千歳村大字久保の高倉山眞野寺（眞言宗山八町四方といふ）は國札第二十五番の千年觀世音で俗に眞野の大黒と呼ばれて大黒天（觀音と共に行基の作といふ）の靈驗あらたかので知られて居るが、尙山の境内にある五本松は鹿島塚の國見松、山神宮の一本松中尾の影向松、燈籠塚の光り松、藏王堂の岩割松など、それぞれ名前のある名木として名高い御詠歌に

よもすがら眞野の入江の松風におばなぞ見ゆる秋の夕ぐれ

かうした歌も之ら名木の松あるによつて出来てゐるのだといふことである（安房の觀音詣の項參照）

三〇、旗掛松（安房郡東條村大字廣場）

東條村大字廣場の待崎の側に白旗明神の社がある、社樹の古松一株を名づけて旗掛松といふのは源頼朝此の地にありし時、白旗を掛けし故からであると言ひ傳へてゐる（房總志料）天保の大旱に枯れて今は此の樹を存して居ない（改訂、房總遊覽誌）今枯木の側に石碑を立て、朝頼公旗掛松の六字を刻んでゐるといふ（千葉縣案内）

三一、照水梅（安房郡東條村大字廣場）

東條村大字廣場の待崎にある龍梅山福直院（眞言宗）の境内に照水梅といふ梅一株を存してゐる梅枝下に向つて

垂れたるところ他の梅と異なるといふ相傳へて治承の昔、源頼朝此の地に赴かせ給ふの日路にて梅枝を折りて杖として験に將來を生枯に託して此の地に挿されたるころ、不日にして此の枝芽葉を發したるものといふ（房總志料）

「按ずるに陣扶搖か「花鑑」に照水梅と載するといふ花開朶々下に向ふ香濃亦梅中奇品と恐らるゝは此の者なるべし」と房總志料は附記して居る

三二、袈裟掛松（安房郡東條村大字廣場）

東條村大字廣場下柴の袈裟掛松寺（日蓮宗一教派弘安九年丙戌僧日隆の建つるところ、境内三千百五十二坪といふ鏡忍寺）の末寺の境内に日蓮袈裟掛松といふ老樹がある、枝葉繁茂し幹の周圍凡そ五尺余といふ事であるが古傳に文永元年甲子日蓮東條景信に圍まるゝや、袈裟を此の松に掛けて逃れ去るといふ其の後僧日隆其の地に於て此の寺を建つといふことである（大日本國誌安房）が寺となつたるは實は享保中の事で初めは四壁の草堂であつたといふ（房總志料）信徒此處に来るや必ず皮或は葉を持ち去り以て護身符とするといふ事である（口碑）が古松は已に伐つて日蓮の像を作り掛松寺の堂中に安じ、今の松を其の後に栽む繼ぐといふことである（房總志料續篇）

三三、杉木（安房郡天津町大字清澄）

清澄寺山門の脇に大杉三本を存して居るが、中の杉は手拭にて十六廻りあるといふ此の山には元來杉が多いが門前の民家にて年々杉二本づゝ植えるを以て奉公として居り、寺にて入用の木は三尺程根を上げて伐るといふことである（房總志料續篇）が納めの杉怠る時は門前の民家に不祥事あり、二本の數を殖して三本或は四本とするときは必ず二本を残して他は枯れるといふことである（口碑）

三四、嶺岡牧場（安房郡大山村大字嶺岡西牧、曾呂村東牧）

590  
483

峯岡牧場は里見氏以来の官牧で徳川吉宗殊にその繁殖を謀つた大牧場で今の大山村より曾呂村に至る、嶺岡山脈の大半を占め周圍合せて七十里十町余反別千七百五十八町余といふ、享保中南部仙臺等の種馬及和蘭種の馬を放ち又白牛を牧して居た明治九年丙子一度民有に歸したが十七年甲申亞で官有となり近年に至つて廢された

「延喜式」本洲の馬牧は白濱馬牧、筋師馬牧であつたといふ筋師は珠師の誤りで今の丸村大字珠師ヶ谷（里人すしがやといふ、房總志料續篇はいふてゐる）の其の一部の地であつたらうと云はれてゐる

「嶺岡の牧馬は鬣短くして蹄堅し如何となれば石土を産し仰いて險難の草を嚙す故に然り其の他平原の産は俯して砂場の結縷を嚙す故に鬣長し」と（房總志料は言つて居る）

三五、一 本 杉（夷隅郡國吉町國府臺）

國府臺の風河といふ處墓所の中に一本杉と呼ばれる古木（今は昔の古木は枯れてない）のあるところは國府臺城主の墓樹のあつた處だといはれてゐる（房總志料續篇）

三六、島 の 吉野氏（夷隅郡國吉町島）

島（今、國吉町字島の地）は昔の國吉郷の親村であつてその始め吉野氏なるものに草創された、此の地元來が芦野で芦を生ずることが多かつたので芦野と名付け吉野氏も芦野を氏とするやうになつてゐたが、慶長二年九月の改正に、國吉之郷となつた（國の字は後に付けたるものと思はれる）（房總志料續篇） 其の後如何の間にか之の字略かれ國吉と呼ばれるやうになつたのである

芦野であつた此の地にはもともと松竹などを生じなかつたので、五月の節に吉野氏は細い薪を三本立て其の上に藁の組飾を置くのを吉例に定めてゐたが、今では竹を建てる家も見える然し松を建てる家はない里人はその理由を知らずになぐさうした風習を慣例としてゐるのであるといふことである（口碑）

三七、坂 暗 の 澤倉（夷隅郡豐濱村澤倉區）

豐濱村のうちに澤倉區がある、此處から勝浦に至る此の間は坂道である上に樹木のためにあたりが暗かつたので昔坂暗と名づけてゐたものが聽て澤倉になつたと言はれてゐる（房總志料續編）

三八、尾 上 松（夷隅郡古澤村桑田區）

古澤村桑田區の老松相生の二本を尾上松といふのは、播州高砂の松に擬して名づけられたのである（房總志料續篇）と言はれてゐるまつ盡しの小唄に「六つ昔は高砂の尾上のまつや云々」と唄はれた頃からこの松が枝にくどけばなびく相生の松またいろいろの約束も此の松に祈れば契りかなふと信ぜられてゐる

三九、推 木 唄（夷隅郡古澤村榎澤區）

疫病流行の時古澤の人達が

推木でそいたア其の事だ長右衛門はがつてんだ（推木唄）

と集つて唱へるのは疫病退散の唄だそうだ

この唄は昔藻原派日蓮宗の大刹大慧寺の推木で念佛百萬遍繰り返した處、其の時猖獗を極めてゐた榎澤を中心としてゐた悪疫が忽ち退散して患者の盡くが平癒したので、推木の眞似をようして大勢集まりかうした唄を唱い始めたのだと云はれてゐる（房總志料續篇）

四〇、一 本 杉（夷隅郡布施村）

布施村の道側に大杉の樹が二株ある相傳へて二本杉と呼んでゐる（二本杉平藏村にもあり、是も頼朝の箸を挿し給へるが生活せりと房總志料に見える）土人の傳説によると頼朝が安房から此の地に赴くの日、土人頼朝の喫飯に當り杉枝を折つて箸として薦めた、頼朝は食後、驗に地に挿されたもの不日にして生活すと、按ずるに此の地全く頼朝經過の地ではない、廣常にちなみかつは「萬葉集」に載するところの有高皇子の岩代（紀伊）の松の歌に附會してかくいひなしたものであらう、今二本杉の地、塚の狀に類し此の地古の葬地のやうに思はれる元祿の

590  
483



頃までは牛馬の死体など此所へ捨てたといふことであるが、古老の制せるに従ひ嘉永以前に此の事はやんださうである、疑ふらくは二本杉なるものは廣常が墓上に誌するものでないかと思はれる

四一、玉前神別所の無名木 (長生郡一宮町)

一宮玉前大明神別所にある靈木は樹長一丈七八尺葉極めて厚く至つて強い木ではあるけれども、花實ともに無い木 (房總一覽誌は貝多の一種だらうと云はれてゐる) で土地の人にはたゞ「なんじやもんじや」と呼ばれてゐる「房總一覽誌」

四二、三階松 (長生郡上總山)

一の宮より半里程のところ道の脇山 (房總志料續篇の傍注には夷隅郡東海村日在城山の山麓若山の池堤にある名木といつてゐる) に松があるのを三階松と言つてゐるが俚諺に「三階松は上總山」と言はれる松は此の松である (房總一覽誌) といふことである、又二葉の松と呼ばれてゐる名木は夷隅郡東海村日在區の古城址 (天正中土岐氏の横山石見守居城) に存するものがそれであると言ふ (房總志料續篇)

四三、勝見の何ぢやもんぢや (長生郡土陸村北山田寺崎新田)

勝見の名は土陸村北山田寺崎新田のうちの小名として残つてゐるが、此處に其の葉樗に似て樗でもないといふ名の知れない一大樹があるが里人は「何ぢやもんぢや」と言ひ傳へてゐる (房總志料續篇)

四四、佐坪の大杉 (長生郡西村佐坪區)

佐坪の大杉又の稱神代杉と言はれる大杉は西村佐坪區八幡神詞の下にあつた、如何様の大木で周圍七圍、丈凡そ三丈五尺ばかりあつたといふが (房總志料續篇) 明治三十五年九月某日の大暴風の爲めに挫かれて今は無い、其の後村民相背り高橋喜惣治の撰文にかゝる一大記念碑を之が跡に建てた

四五、さかば櫻 (長生郡長柄村)

道協寺新田から六地藏 (長柄村六地藏區) に下る左の方畑の縁にさかば櫻といふ靈木がある、言ひ傳へによるとこの櫻は安法師の墓地といふ事である、不思議な事には此の櫻の花は八重と一重との雜り咲であるといふ (房總志料續篇)

四六、男木、女木 (市原郡八幡町)

八幡町八幡宿の八幡宮 (舊神領百五十石「内百石別當、五十石神主」) 別當若宮寺、一名聖應寺「眞言宗」四國六十八番阿波こといき八幡宮移」と (房總志料續篇) に見える又「此の若宮寺に小弓御前義明興廢の事を記したるもの數多あり」と (房總志料) 「大日本風土記、上總」などに見える) の境内に男木、女木と呼ばれる大銀杏がある二株の合木で其の北の方に向つてゐるものは乳が垂れて居り、南の方に向つてゐるものは乳がない、里人は南方を男木、北方を女木と言つて此の合木の太銀杏に願を掛けると男女間のかなはぬ縁も結ばれると稱へられてゐる (房總志料續篇)

下總中山の大銀杏と共に南總に於ての頗る有名なもので曾ては「水島漫畫六」に畫かれてゐる

四七、門 榊 (市原郡姉崎町)

姉崎町の俗、正月に門松を建てることがない、松の代りに榊、椎などを建て (今は榊と竹とを建つるといふ) 又三ヶ日間は松薪を焚かない、これは神の忌ませ給ふからだといふ事である、昔此の神の男神が遠く遊びに出られて歸りの遅い事があつた、女神はまつはつらきと怨み給ふた、それから松を神の忌ませ給ふのだといふことである (房總志料)

姉崎町姉崎神社 (同社領三十六石相傳へて元和年間松平羽州侯此の地に於て一萬石所領の頃明神へ寄するところのものその例にならつたものであるといふ) 境内には今でも松は一本も植えてない、姉崎町の民家でも植木としては忌んで決して植えないと云ふ事である (口碑)

590  
483

590  
483

天然記念物

名稱	所在地	所在地	指定年月	解説
清澄ノ大杉	安房郡天津町、清澄寺境内	國有	大正十三年十二月	根下幹ノ境界部ノ周圍約五十七尺五寸、樹高約百五、六十尺
千本公孫樹	東葛飾郡八幡町八幡八幡神社境内	同	昭和六年二月	根基ノ周圍約三十尺二樹高約六十五尺
神崎ノ大樟	香取郡神崎町神崎本宿、神崎神社境内	同	大正十五年十月	「なんぢやもんじや」ト云フ、根基ノ周圍三十四尺七目通ノ周圍約二十六尺三寸、高サ約九尺五、樹高二十五尺ノ所ニテ切斷セラレ高サ不明
府馬ノ大樟	香取郡府馬町府馬宇賀神社境内	同	同	「たふ一名いぬぐす」根基ノ周圍約三十一尺二目通周圍約二十八尺三、枝下ノ周圍約六尺樹高約四十七尺根ノ露出部ノ周圍約九十三尺
成東肉食物産地	山武郡成東町大字島字畑田	同	大正九年七月	濕潤ナル沼野ノ濕生植物地域ニ發生スル、いしもちぎう、なかばのいしもちぎう、まうせんごけ、こまうせんごけ、み、かきぐさ、むらさきみ、かきぐさ、等殊ニなかばのいしもちぎう多シ
太東海岸群落	長生郡太東村大字和泉字太東崎	民國有	同	區域樹叢凡テ二町歩、草生地凡一千一町歩、黒松、山茶花、とへらやぶにつけい、まるばぐみ等ノ海濱樹叢、草類ハ砂上ニはまひるかほ、ばまくるま、はまゑんどう、はまばう、はまばう、はたざを、らせい、たそう、こぼうむぎ、けかものば、其他固有ノ草類群落

四八、母衣懸松 (君津郡水室山)  
 文明年中里見義實が眞里谷道環を環城に攻める時、本營を置いたと云はれる水宮山(田原、岩本、志約、一川等の區に誇つてゐる)の山上雨乙塚(八大龍王祠の側にあつて村民の雨を祈る處である)近くに昔源頼朝の母衣懸松と稱へらるゝ老松があつた、治承年中源頼朝が此の地を過ぎた時、此の山上に登り母衣を脱いで其處の松が枝にかけて「我軍利あらば永く枯死する事莫れ」と誓つたと言つたとかで、それから源頼朝母衣懸松として知られてゐたが、慶應年中意雷の爲めに此の名木も空しく其の名を止むるのみとなつてしまつた。何でもその倒れる時には周圍二十尺に余つたと言ひ傳へられてゐる(總國誌)

590  
483

昭和六年六月五日印刷  
昭和六年六月十日發行

千葉縣內務部

印刷者 田中正二

印刷所 千葉市千葉一、二、四番地  
文友堂印刷部第二工場

590  
483

NO.

PATENTED NO. 119016

"F-M"

**PAMPHLET BINDERS**

are carried in stock in the following sizes

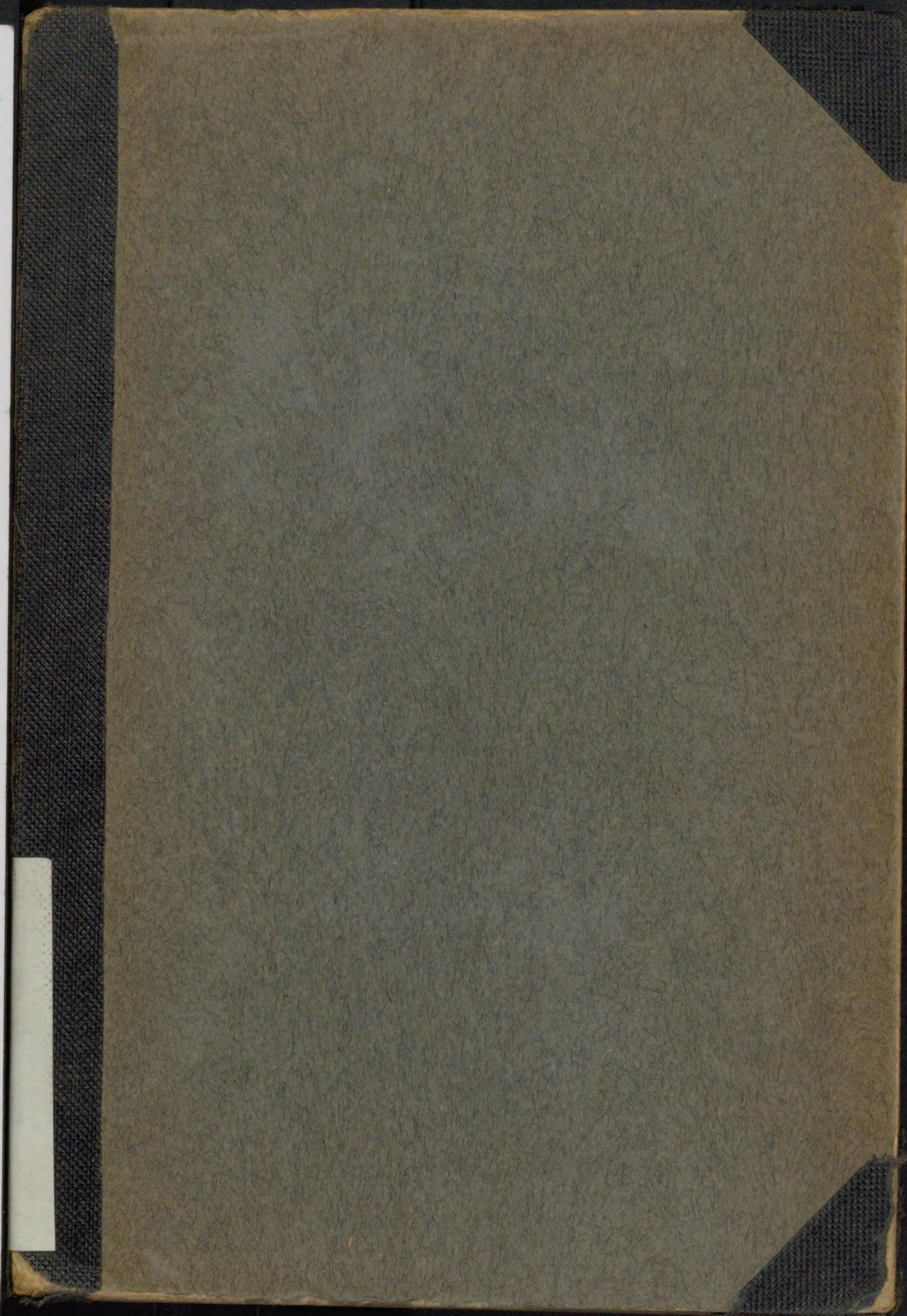
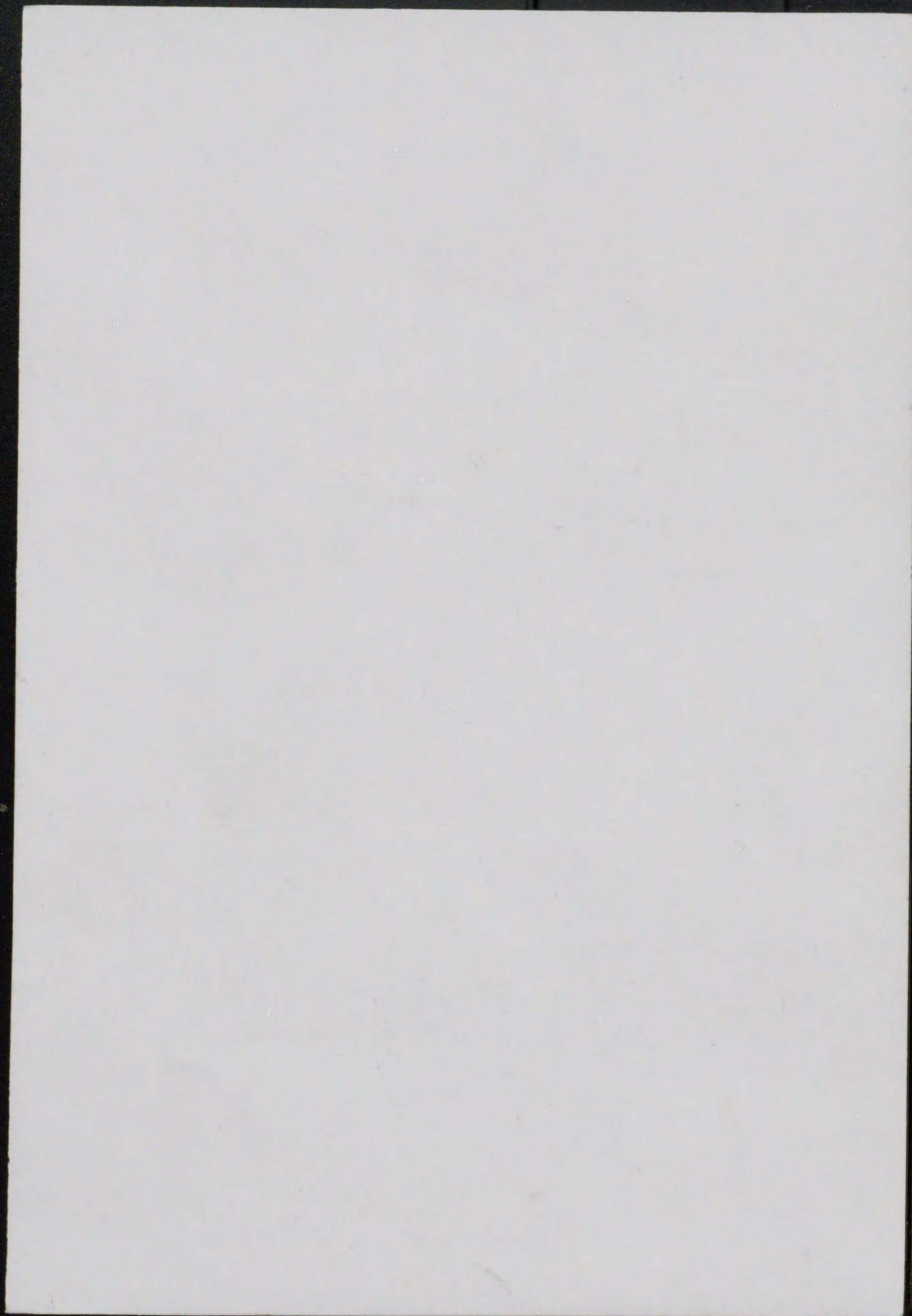
Catalog No.	High	Wide	Thick
851(菊倍)	30. cm. x	22.5cm. x	1cm.
852(四六倍)	26. ,, x	18.5 ,, x	1 ,,
853(菊)	22.5 ,, x	15. ,, x	1 ,,
854(四六)	18.5 ,, x	12.5 ,, x	1 ,,
855(特)	24. ,, x	15. ,, x	1 ,,

Special sizes are made to order

LIBRARY SUPPLIES IN ALL KINDS

F. MAMIYA & CO.

OSAKA-TOKYO-FUKUOKA

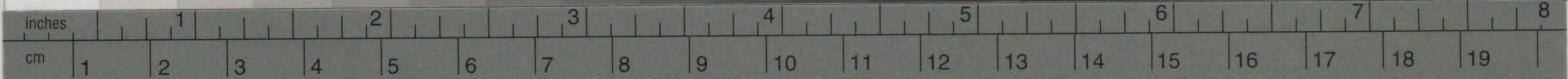


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

**A** 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

